

令和8年第2回東広島市議会定例会について

1 会期

令和8年6月8日（月）から6月25日（木）まで（18日間）

2 一般質問

(1) 日程

令和8年6月16日（火）から6月19日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 議案等（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

イ 令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書について

(2) 同意案

教育委員会委員の任命の同意について

(3) 議案

ア 財産の取得について（システム洗浄機等）

イ 請負契約の締結について（郷田小学校長寿命化改良及び増築工事）

ウ 令和8年度東広島市一般会計補正予算（第1号）

令和 8 年第 2 回定例会 教育委員会関係 一般質問

【学校教育部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
創志会	上田 秀	1 「未来予測」に基づく本市のまちづくりについて	—	—
		(1) 「未来予測」に基づく本市のまちづくりについて	—	—
		イ 未来から逆算した、急激な人口変動に伴う「都市インフラ・住環境」の整備について。 ②教育現場の未来について 特定のエリアでの急激な児童数増加による「プレハブ校舎」の常態化や、教員不足のリスクをどう予測し、対応されるか。	学校教育部	学校教育部長
日本共産党	谷 晴美	3 学校教育の負担軽減について	—	—
		(1) 学校教育の負担軽減について	—	—
		ア 本市の実情は調査されているのか？	学校教育部	学校教育部長
		イ 文科省の通知に対するこれまでの対応と今後の計画について伺う。	学校教育部	学校教育部長
		ウ 高校進学への給付制奨学金制度を創設することについて	学校教育部	学校教育部長
未来の風	鈴木 英士	1 教育施策について	—	—
		(1) 幼保小の接続について	—	—
		ア こども像の明文化に向けた進捗について伺う。	こども未来部 学校教育部	市長
		イ 小学校教員の保育所等への勤務体験等について伺う。	学校教育部	教育長
		(2) 教員の働き方改革について	—	—
		ア アンケートの結果と今後の対応について	学校教育部	教育長
		イ 学校現場における生成 AI の活用について伺う。	学校教育部	教育長
創志会	岡田 育三	1 教育施策について	—	—
		(1) 中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて	—	—
		ア 本年第 1 回定例会の市民クラブの代表質問での SNS の利用制限についての質問に対し、家庭環境や利用実態の多様さから実効性の確保に課題があり、今後は国や他の自治体の動向を注視するとの答弁であったが、子供たちの将来を考えれば利用制限について積極的な方向性を持つべきと考えるが見解を伺う。	学校教育部	教育長
		イ 松賀中学校区で行われた、メディアコントロールウィークの取り組みについての認識と結果に対する見解を伺う。	学校教育部	教育長
		ウ 市内の他の小中学校へのメディアコントロール実施についての見解を伺う。	学校教育部	教育長
創志会	向井 哲浩	1 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について	—	—
		(1) 児童生徒の安全確保に向けた学校安全対策について	—	—
		ア 本市の学校安全対策において防犯カメラをどのように位置づけているのか伺う。	学校教育部	教育長
		イ 防犯カメラの設置について一定の設置基準や推奨方針を示す考えはあるのか、それとも各学校の判断にゆだねるのか伺う。		
		ウ 本市の小中学校における防犯カメラの設置状況とその設置場所について伺う。		
		エ 防犯カメラの設置について、どのような効果を期待しているのか、また、その課題についてどのように認識しているのか伺う。		
		オ 防犯カメラを設置している学校の映像データの管理・運用に関する基準・ルールはどのようになっているのか伺う。		
		カ 防犯カメラの設置に係る国の補助制度や財政支援制度の活用状況はどうなっているのか伺う。		
		キ 今後の学校安全対策について、防犯カメラの活用を含めどのような方向性で取り組んでいくのか伺う。	学校教育部	市長
		(2) 自転車利用に係る交通安全教育と規範意識の醸成について	—	—
		ア 改正道路交通法及び青切符制度の導入についてどのように認識しているのか伺う。	学校教育部 総務部（危機管理）	学校教育部長

【学校教育関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
創志会	向井 哲浩	イ 現在、市内中学校において実施している自転車通学に対する安全指導の内容と実施状況について伺う。	学校教育部 総務部（危機管理）	学校教育部長
		ウ 危険運転防止や交通ルール遵守のため、警察や地域と連携した交通安全教育をどのように進めているのか伺う。		
		エ 青切符制度の導入を踏まえ、生徒や保護者への周知・啓発はどのように行っているのか伺う。		
		オ 市内中学校における交通安全教育について、学校ごとに指導内容や実施頻度において差が生じている状況はないのか伺う。		
		カ 市内全中学校において一定水準の交通安全教育が継続的に実施されることが重要だと考えるが、共通教材の作成や指導内容の標準化など、学校間で取組に差が生じないための環境整備を進める考えはないのか伺う。	学校教育部 総務部（危機管理）	学校教育部長
		キ 自転車利用者にも交通社会の一員としての責任が求められる時代となった。交通安全教育の最終的な目標をどこにしているのか。単に、交通違反を防止することだけなのか、それとも生徒が自ら危険を判断し、自分と他者の命を守る行動ができる市民を育成することなのか所見を伺う。		
真政倶楽部	山田 学	2 義務教育におけるタブレット端末の活用について	—	—
		(1) 義務教育におけるタブレット端末の活用について	—	—
		ア 本市が成果指標として示している活用率とは別に、端末活用による教育の効果そのものを測る指標を、本市は持っているのか伺う。	学校教育部	学校教育部長
		イ タブレット端末の整備や更新に、市としてこれまでどれだけの費用を負担してきたか、また今後の見通しを伺う。		
		ウ 視力や睡眠、姿勢、書く力の発達など、端末利用が子どもの健康や発達に与える影響について、本市はデータに基づいて把握し、検証しているのか伺う。		
		エ ネット上の危険やトラブルといったリスクから子どもを守る情報モラル教育について、本市ではどれだけの指導時間が確保され、どのような内容が教えられているのか伺う。		
市民クラブ	落海 直哉	オ 現在、端末の設定により夜間の利用を一律で制限していると伺っているが、家庭の方針に応じて、保護者が時間帯や利用範囲を設定できる仕組みを導入することはできないか、市の考えを伺う。	学校教育部	学校教育部長
		2 小中学校の運動会における熱中症対策について	—	—
		(1) 気候変動下における安全な運動会の実施について	—	—
		ア 市内小中学校における運動会の開催時期、実施時間及び開催形式の現状について問う。	学校教育部	学校教育部長
		イ 運動会当日及び練習期間における暑さ指数の測定方法並びに活動を中断又は中止する際の判断基準について問う。	学校教育部	学校教育部長
		ウ 熱中症対策として、各学校が実施している取組を教育委員会としてどのように把握し、効果的な取組事例を市内の学校で共有していく考えがあるのか伺う。	学校教育部	学校教育部長
清新の会	重森 佳代子	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存	—	—
		(1) 子どものデジタル利用環境と心身への影響について	—	—
		ア 本市の子どもたちのデジタル利用環境の実態について、どのように把握されているのか伺う。	学校教育部	教育長
		イ 子どもの睡眠時間確保の必要性について、認識を伺う。	学校教育部	教育長
		(3) 子どものデジタル利用環境に関する条例制定の必要性について	—	—
		ア 子どものデジタル利用環境については、家庭の関わりが重要である。しかし、デジタルサービスの急速な発展に伴い、家庭だけでの対応が難しい場面も増える中で、子ども自身が適切に関わる力を身につけていくことも求められる。そのため、子どもや保護者だけでなく、学校をはじめとする関係機関を含め、社会全体で支えていく必要があると考える。 本市において、どのような連携体制で子どものデジタル利用環境づくりを進めていくのか伺う。	学校教育部 (総務部(D X 推進))	副市長
		イ 子どもの健やかな成長を支えるデジタル利用環境づくりや、デジタルリテラシーの啓発について、市として条例を制定し、市民に基本的な方向性を示す必要があると考える。見解を伺う。	学校教育部 (総務部(D X 推進))	市長

【学校教育部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
清新の会	重森 佳代子	2 今こそ実現を！中学校給食費・子育ての無償化	—	—
		(1) 市の成長を実感できる、子育てへの投資について	—	—
		イ 本市の類似団体（産業構造や人口規模が類似する16市）の無償化実施状況を調査したところ、中学校給食費の無償化は4市、保育料第2子以降の無償化は3市、所得制限のない子ども医療費の無償化については、18歳までが13市、未就学児までが1市であった。このように、16市のうち14市が、小学校給食費にとどまらない独自の無償化を実施していることになる。また、無償化の主な目的は、保護者負担の軽減による子育て支援であり、文部科学省の「学校給食に関する実態調査」においても、その割合は9割を超えている。 こうした無償化は、自治体間競争ではなく、各自治体が裁量の中で進める「こどもまんなか」の子育て投資であり、道路や産業団地と同様に、将来の地域を支える「子育てインフラ」への投資と考えるべきではないか。所見を伺う。	財務部 (学校教育部)	財務部長
		(2) 「できない理由」ではなく「できる方法」を考えることについて	—	—
		ア 「時限的にできる」のであれば、前向きに議論を進めるべきではないか伺う。	学校教育部	学校教育部長
		イ 小学校給食費の実質無償化が実現した今、市内の小中学生とその子育て世帯の公平性という観点からも、中学校給食費の無償化について検討する局面ではないか伺う。	学校教育部	学校教育部長
清新の会	貞岩 敬	1 学校教育について	—	—
		(1) 教員の働く環境について	—	—
		ア 本市において、産育休取得者や病気休職者の補充は十分な状況にあるかどうか。	学校教育部	教育長
		イ 本市の教員の時間外勤務について、月平均で小学校約40時間、中学校は約44時間と記憶するが、業務を自宅に持ち帰るなどの実態については把握されているか伺う。		
		ウ 教員の労働条件は、児童生徒の教育条件である。児童生徒の教育の保障のための教員の働く環境について見解を伺う。		
		(2) 学校支援センターについて	—	—
		ア これまでの学校支援センターの取り組みにおける成果について伺う。	学校教育部	教育長
創生会	片山 貴志	1 公立高校の魅力向上策について	—	—
		(1) 高校の魅力向上策について	—	—
		ア 地域探究活動の成果を地域へ波及・横展開させていくための戦略について問う。	地域振興部 学校教育部	副市長
		イ 「高校魅力化コーディネーター」を各高校へ巡回配置することへの見解について問う。		市長
		ウ 少人数校の魅力化に向け、市外・県外生を呼び込む「学生寮の整備」や「地域ワークスペースの確保」など市独自の具体的な支援策について問う。		副市長
		2 子育て支援と教育環境の充実について	—	—
		(1) 中学校給食費の食材費充当について	—	—
		ア 本市独自に「もう100円」を上乗せした総額200円の手厚い財政支援を行い、食材費を抜本的に底上げすることへの見解について問う。	学校教育部	学校教育部長
		(2) 中学生の部活動の地域展開について	—	—
		ア 受け皿となる地域クラブの不足や指導者の質の確保、さらには保護者の送迎・金銭的負担の増加に対する現実的なシミュレーションを示し、単なる民間への「丸投げ」に終わらせないための市としての具体的な支援ロードマップについて問う。	学校教育部 生涯学習部	学校教育部長

令和 8 年第 2 回定例会 教育委員会関係 一般質問

【生涯学習部関係】

会派	質問者	質問項目	担当	答弁者
公明党	坂元百合子	1 東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について	—	—
		(1) 東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について	—	—
		ア 国・県・市が連携した調査から文化財指定に至るまでの一般的なプロセスと、「長者山城」への適用の見通し、及び見学者の安全確保と受入環境の早期整備について、市の見解を伺う。	生涯学習部	市長
		イ 酒蔵通りの歴史的景観を維持していくために、伝統的建造物群保存地区の指定も含め、景観形成の取り組みや、それを実現するための具体的な支援をどのように進めていくお考えか伺う。 また、将来にわたって酒蔵通りの魅力を維持し、さらに発展させていくためには、行政だけではなく、住民、酒蔵関係者、地域事業者などの多様な主体が方向性を共有しながら取り組んでいくことが重要であるとする。 そこで、景観保存と地域活性化を両立するため、これらの主体と連携した取り組みが必要であるとするが、本市の見解を伺う。	産業部 都市交通部 生涯学習部	市長
未来の風	木村 輝江	3 学童保育における支援体制の強化について	—	—
		(1) 児童が安心して過ごせる学童保育の実現について	—	—
		ア 支援員の資質向上についてどのように考えているのか伺う。	生涯学習部	生涯学習部長
		イ 発達特性が疑われる児童への支援体制について	学校教育部 生涯学習部	市長
		ウ 学童保育全体の安全性について	生涯学習部	生涯学習部長
未来の風	鈴木 英士	1 利用しやすい公共施設の在り方について	—	—
		(1) 利用しやすい公共施設の在り方について	—	—
		ア 新しい競技ニーズ等に対しての対応について伺う。	財務部(公共施設) 生涯学習部	公共施設マネジメント担当部長
		イ 公共施設のオンライン予約について	総務部(D X 推進) 地域振興部 生涯学習部	D X 推進担当部長
清新の会	上岡 裕明	1 小学生の放課後の居場所について	—	—
		(1) 地域の実情に応じたいきいき子どもクラブ利用条件の見直しについて	—	—
		ア 全国一律の運用を基本としつつも、定員に余裕がある地域の実情を踏まえ、利用条件や運用方法について、今後検討していく余地があるのではないかと考えるが、市の見解を伺う。	生涯学習部	生涯学習部長
		(2) 小学生が主体的に過ごせる放課後の居場所づくりについて	—	—
		ア 地域の実情に応じて、子どもが主体的に過ごせる放課後のあり方を検討する考えがあるか、市の見解を伺う。	生涯学習部 (学校教育部)	生涯学習部長
		イ 地域の既存施設や地域人材を活用した、地域における放課後の居場所づくりについて、今後どのように充実させていく考えか、市の見解を伺う。	生涯学習部 (地域振興部、こども未来部、健康福祉部(地域共生)、学校教育部)	市長
真政倶楽部	山田 学	1 本市のまちづくりについて	—	—
		(1) 西条駅周辺のまちづくりについて	—	—
		ア 市長は西条駅周辺一帯を、将来どのようなまちにしていこうと考えているのか、将来ビジョンについて伺う。	総務部(経営戦略) 産業部 都市交通部 生涯学習部	市長
清新の会	重森 佳代子	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS 依存	—	—
		(2) 「遊び中心の子ども時代」の重要性について	—	—
		イ 地域と学校が連携した B B ベースについて、今後どのように展開していく考えか伺う。	生涯学習部 (地域振興部、都市交通部、学校教育部)	生涯学習部長

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	上田議員		

■質問事項	1 「未来予測」に基づく本市のまちづくりについて (1) 「未来予測」に基づく本市のまちづくりについて イ 未来から逆算した、急激な人口変動に伴う「都市インフラ・住環境」の整備について。
-------	--

■質問要旨

(1) 本市の人口は、国勢調査速報値において県内第3位となり、これまでの施策は大きな「光」として結実しているが、この急成長は、深刻な住宅不足や慢性的な交通渋滞、インフラ整備のコスト膨張、さらには将来的な「産業構造の単一化リスク」といった「成長の痛み」も併せ持っている。

自治体経営の土台は人口動向の分析であるが、今求められているのは、単なる計算値としての「人口推計」ではなく、不確定要素を掛け合わせた「未来予測」であるとする。この「未来予測」には、二つの手法があり、一つは、「フォアキャスティング（順算思考）」、もう一方は、「バックキャスティング（逆算思考）」である。現在、本市には半導体バブルや大学連携という「規格外のビッグウェーブ」が押し寄せている。過去の延長線上で考える「フォアキャスティング」では、現状の急変に対応できず、その場しのぎのまちづくりに陥りかねないのではないか。

今こそ、理想の未来から逆算する「バックキャスティング」の手法を取り入れ、未来にツケを回さない「経営戦略」としてのまちづくりを進めるべき時が到来している。

イ ②教育現場の未来について

特定のエリアでの急激な児童数増加による「プレハブ校舎」の常態化や、教員不足のリスクをどう予測し、対応されるか。

■答弁

教育委員会において実施している児童生徒数の推計につきましては、住民基本台帳を基に、進学状況などの要素を加味した「フォアキャスティング」により行っているところでございます。

議員ご提案のバックキャスティングによる推計手法につきましては、将来的な児童生徒数や必要となる教室数・教職員数を事前に想定するものでございます。

本市におきましては、「フォアキャスティング」の手法により、適正な予測に努めているところでございますが、「フォアキャスティング」及び「バックキャスティング」のいずれの方法を用いた場合におきましても、社会情勢などの影響により結果として施設整備や人員配置に過不足が生じる可能性があるものと認識しております。

また、現在、学校施設整備に係る国庫補助の採択にあたっては、文部科学省は「フォアキャスティング」による推計を前提としていることから、本市におきましては、その手法を基本としているところでございます。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

しかしながら、現在の推計手法においては、必ずしも十分に対応しきれていない面もあり、一部の学校によっては整備や改修後の施設に過不足が生じている状況もございます。

特に、全国的に人口減少が進む中、本市のように特定の地域で急激な人口増加がみられる状況においては、現行の推計方法では対応が難しい面もあることから、今後は、他自治体の事例や新たな推計手法等の調査・研究を進め、推計精度の向上を図ることで、よりの確な教育環境の整備につなげてまいります。

更に、教員不足のリスクにつきましては、教員の任命権を有する広島県教育委員会と連携し、必要な人員の確保に努めてまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	日本共産党	担当	学校教育部
質問者	谷議員		

■質問事項	３ 学校教育の負担軽減について （１）学校教育の負担軽減について ア 本市の実情は調査されているのか？
-------	--

■質問要旨

（１）子育てに係る教育費の負担軽減について

ア 本市の実情は調査されているのか？

子育てに係る費用のうち、教育分野については、給食費だけでなく、学用品や教材費、通学用品等を含め負担が大きく、義務教育段階においても相当の費用が発生している。質の高い教育を受けられるよう、備品化や無償化などの負担軽減に向け、実態を把握しなければならないと考える。

国の調査では学用品にかかる費用は小学校・中学校卒業までにそれぞれ 40 万円を超えるとあるが、本市における実情を調査しているのか、伺う。

■答弁

文部科学省では、隔年で「子供の学習費調査」を実施し、保護者が支出した年間の教育費を把握・公表しております。令和５年度の調査結果によりますと、１年間の学校教育費は、公立小学校で約 7 万 4 千円、公立中学校で約 1 5 万円となっております。また、そのうち図書・学用品費及び実習材料費等は、公立小学校で約 2 万 7 千円、公立中学校で約 3 万 4 千円となっており、学用品費等が家庭にとって一定の負担となっているものと認識しております。

一方で、本市教育委員会におきましては、国において継続的かつ体系的な調査が実施されていることから、現時点では学用品費等を含む教育費に関する独自調査は実施しておらず、国の統計資料により全体的な傾向を把握しているところでございます。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	日本共産党	担当	学校教育部
質問者	谷議員		

■質問事項	3 学校教育の負担軽減について （１）学校教育の負担軽減について イ 文科省の通知に対するこれまでの対応と今後の計画について伺う。
-------	--

■質問要旨

（１）文科省の通知に対するこれまでの対応と今後の計画について伺う。

イ 文科省の通知に対するこれまでの対応と今後の計画について伺う。

負担軽減に対する文部科学省からの通知に対して、これまでの市の対応と、今後の計画について伺う。

■答弁

令和7年6月に文部科学省から、物価高による家計への影響を踏まえ、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取り組みを推進するよう通知がありました。これを受け、本市においては、小中学校に対し、補助教材や学用品の購入にあたっては、保護者等の負担が過重とならないよう配慮するよう通知しているところでございます。

具体的には、各学校において、例えば、教材の必要性や活用方法を見直す中で、算数セットや実技教材の内容を精選し、兄弟姉妹間での共有を可能とするとともに、一部を学校備品として整備することにより、購入点数や費用の削減を図っております。

また、国語辞典や社会科資料集等については希望購入とし、学校蔵書や1人1台端末を活用するほか、音楽科や家庭科等の副教材の見直しや、より安価な教材への変更などにより、保護者負担の軽減につなげております。

今後につきましては、保護者負担の軽減と教育の質の確保との両立を図る観点から、一律の基準を設けることは考えておりませんが、各学校の実情に応じた柔軟な対応を基本としながら、実施状況の把握や効果的な取組事例の共有を進めるなど、市全体の取組の充実を図り、保護者負担の一層の軽減に努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	日本共産党	担当	学校教育部
質問者	谷議員		

■質問事項	3 学校教育の負担軽減について （１）学校教育の負担軽減について ウ 高校進学への給付制奨学金制度を創設することについて
-------	---

■質問要旨

- （１）子育てに係る教育費の負担軽減については、学校給食の無償化と併せて質の高い教育を受けられるよう教育費の負担軽減に取り組むことが重要とされている。国の調査では学用品に係る費用は、小学校・中学校卒業までにそれぞれ40万円を超える。
- ウ 高校進学への給付制奨学金制度を創設することについて市の考えを伺う。

■答弁

高校進学に係る経済的負担の軽減につきましては、今年度4月から、国において高等学校等就学支援金制度による授業料無償化の支援が実施されており、一定の負担軽減が図られているところでございます。

また、広島県におきましては、国の制度を活用した返還不要の給付型の奨学金制度を、すでに設置しており、今年度から、給付要件となる所得制限が大幅に緩和されたことにより、給付対象が拡大し、県内全域で広く活用されているところでございます。

このため、本市独自の支援制度の創設は考えておりませんが、このように、国及び県において重層的な支援制度が整備されていることから、まずは既存の支援制度について保護者や生徒に対し丁寧に周知を図り、その円滑な活用につなげていくことが重要であると考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	こども未来部、 学校教育部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	1 教育施策について （1）幼保小の接続について ア こども像の明文化に向けた進捗について伺う。
-------	---

■質問要旨

令和6年第4回定例会における一般質問で「よこはま保育・教育宣言」を参考に各部署が目指すこども像を明文化し共有する事を提案した。教育委員会と市長部局の関係部局が緊密に連携を図りながら、検討を進めていく旨の答弁があったが進捗について伺う。

また、先日参加した広島県生活科・総合的学習教育学会の事例発表において、ある小学校教員が、長期間にわたり乳幼児施設で働いたことで、こどもたちをただ管理するのではなく、一人ひとりの内面を深く「見取る」ことの重要性に気づいたという事例があった。このように小学校教員が実際に保育所等での勤務体験を行う事が幼保小の接続において重要だと考えるが所見を伺う。

ア こども像の明文化に向けた進捗について伺う。

■答弁

幼保小連携の必要性につきましては、子どもの育ちと学びの連続性を図る観点から、重要であると認識しております。

本市におきましては、「第2期ひがしひろしま乳幼児教育・保育アクションプラン」に基づき、目指す乳幼児の姿を「とことんあそび 豊かに育つ こころとからだ」と定めるとともに、教育委員会では「第6次学校教育レベルアッププラン」に基づき、「『夢と志』をもち、未来に向かって果敢に挑戦する子供」を目指すこども像として掲げて、取組みを進めているところでございます。

これらは、「幼児期において育みたい資質・能力」と「小学校において育成を目指す資質・能力」を、こどもの発達段階に応じて表現したものであり、幼児期に育まれた基礎を小学校教育においてさらに発展させることにより、つながりをもって育成していくものでございます。

こうした目指す「こども像」を実効性のあるものとするためには、各保育施設等と小学校の現場において相互に理解することが重要であることから、昨年度、幼保小連携の取組みをまとめたリーフレットを作成し、こども像を明文化したところでございます。

このリーフレットでは、幼児期に育まれる力を、「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、「やりぬく力」、「人と関わる力」の5つの視点で捉え、幼児期の遊びや生活を通して、総合的に育まれる力が、小学校生活における学びへと繋がっていく姿を伝える内容となっております。

本年度は、このリーフレットを活用し、幼保小連携担当者研修において「こども像」を共有することに加え、保育・教育現場を対象とした「幼保小連携」セミナーの開催、さらに入学前の保護者

答弁内容（令和８年第２回定例会）

へのリーフレットの配布を通じて、教員と保育者、保護者が共通の認識をもてるよう取組を進めてまいります。

またこうした取組みに加えて、全公立小学校及び保育施設等からの現場の意見や課題の把握に努めながら、本市における幼保小連携の機運の醸成と体制の構築につなげてまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	未来の風	担当	学校教育部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	１ 教育施策について （１）幼保小の接続について イ 小学校教員の保育所等への勤務体験等について伺う。
-------	--

■質問要旨

教員の資質向上と幼保小の滑らかな接続に向け、小学校教員が必要に応じて保育所等で一定期間の保育参観・参加等の勤務体験を行える制度を導入すべきと考えるが、市の所見を伺う。

■答弁

議員ご指摘のとおり、園・所での体験を通して、子供の育ちの見取りや支援の在り方等について実践的に理解を深めることは、子供が安心して入学できる学校づくりにつながるとともに、小学校以降の教育活動の充実にも資するものと考えております。

広島県教育委員会におきましては、幼保小連携・接続を基盤とした小学校以降の授業改善に重点を置き、令和４年度から小学校初任教員を対象とした研修に保育体験が位置付けられております。また、令和６年度からは、希望する中堅教員を対象とした研修に保育体験が実施されており、本市からも参加しているところでございます。

こうした中、本市におきましては、令和４年度以降、各小学校と園・所等をペアリングし、小学校教員が公開保育に参加することにより、子供の見取り方や支援の在り方等について理解を深める取組を進めております。また、長期休業中に公開保育を実施するなど、多くの教員が参加できるよう工夫している学校もございます。

今後は、これらの取組に加え、モデル的に小学校教員の保育体験を実施する方向で取り組むこととし、まずは、本年度、幼保小連携・接続モデル地域の中心である八本松小学校において、近隣の園・所と連携した体験の実施について検討を進めてまいります。

その上で、体験を通して得られた成果や課題を整理し、教員間で共有するとともに、今後の取組の在り方について検証を行い、拡充を図ってまいります。

引き続き、県教育委員会の研修機会の活用とあわせて、こうした取組を通じ、教員の資質向上と幼保小の円滑な接続の推進に努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	学校教育部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	1 教育施策について （2）教員の働き方改革について ア アンケートの結果と今後の対応について
-------	--

■質問要旨

（2）昨年度、学校における働き方改革取組方針の改定に向けたアンケートを行ったと伺っている。教員からどのような声があり、どのように施策を行っていくのか、その結果と今後の対応について伺う。

また、教員の負担を軽減する上で生成AIの活用は今後不可欠なものとなると考えられる。個人情報へのリスク対応などの課題はあるが、生成AIの活用ガイドラインの作成や生成AIを学校現場においてどのように活用するか伺う。

■答弁

本アンケートは、「学校における働き方改革取組方針」の改定に向け、これまでの取組を整理することを目的として、昨年度7月から9月にかけて、市立の全小中学校を対象に実施したものでございます。

まず、アンケート結果からは、学校行事の精選や地域ボランティアの活用など学校における工夫に加え、教育委員会によるICT環境整備や校務支援システムの導入などにより、教員の負担軽減が一定程度図られていることが確認できました。

また、市民ポータルサイトの活用と自動応答電話の導入により電話対応時間が減少し、業務に集中する時間の確保につながったとの報告もございました。

こうした取組により、「学校は働きがいがある」と回答した教員が94.6%と高い割合を示しており、働き方改革は一定の成果を上げているものと認識しております。

一方で、アンケート結果からは、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒への対応、いじめ事案への対応、保護者対応の複雑化などにより、改めて教職員の業務負担が増加している実態が明らかとなりました。

加えて、ICTやAIを活用したさらなる業務効率化へのニーズや、働き方改革に対する地域・保護者の理解促進も課題として挙げられております。

こうした成果と課題を踏まえ、本市では令和8年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定したところでございます。

今後は、多様化する教育課題に対応するための人員配置の充実を図るとともに、複雑化する保護者対応については、教育委員会や専門機関との連携を一層強化することで、学校現場の負担軽減に取り組んでまいります。

また、業務の効率化に向けては、長期休業期間中のテレワークの導入やICT環境のさらなる活

答弁内容（令和８年第２回定例会）

用に加え、生成ＡＩの活用に関するガイドラインの整備を進めるなど、校務の効率化を図ってまいります。

さらに、働き方改革の趣旨をまとめたチラシを作成し、保護者総会や学校運営協議会等の機会を通じて保護者や地域への周知・啓発を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、これらの取組を通じて、教員が子どもと向き合う時間を確保し、「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」につなげてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	学校教育部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	1 教育施策について （２）教員の働き方改革について イ 学校現場における生成ＡＩの活用について伺う。
-------	--

■質問要旨

（２）教員の働き方改革について

イ 学校現場における生成ＡＩの活用について伺う。

国が公表した「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン」を踏まえ、本市における生成ＡＩに関するガイドラインを策定し、生成ＡＩの活用を進めていく必要があると考えるが、現状と今後の考えを伺う。

■答弁

生成ＡＩは、教員の業務の効率化に資する有効な手段であり、その適切な活用により、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に寄与するものと認識しております。本市におきましても、教育の質の向上と働き方改革の両立に資するものとして、活用の推進を図っているところでございます。

市立小中学校での活用状況につきましては、教材やワークシートの作成、発問や授業展開の検討といった授業準備に加え、保護者への配付文書の作成補助や文章の要約など、授業づくりや校務において生成ＡＩを活用している教員は約半数程度であり、十分に活用が進んでいるとは言えない状況にございます。その背景としては、情報の正確性や著作権、個人情報の取扱いへの懸念に加え、具体的な活用場面やその効果のイメージが共有されていないことや、教員間における活用スキルの差などが要因であると捉えております。

現在は、文部科学省のガイドライン等に基づき運用を行っておりますが、こうした状況を踏まえ、本市の小中学校における生成ＡＩ活用ガイドラインの策定を進めているところでございます。このガイドラインにおいては、具体的な活用場面や活用方法を示すとともに、不適切な利用の防止や個人情報の適切な取扱いなど、必要なルール等についても明確にしてまいります。

また、ガイドラインの策定後におきましては、その内容の周知徹底を図るとともに、実践的な研修を実施することにより、教員一人ひとりの理解と活用力の向上を図ってまいります。

今後とも、安全性の確保を前提としながら、生成ＡＩの適切な活用を推進し、教育の質の向上と教員の働き方改革の両立につなげてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	岡田議員		

■質問事項	1 教育施策について （1）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて
-------	--

■質問要旨

（1）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて

ア 本年第1回定例会の市民クラブの代表質問でのSNSの利用制限についての質問に対し、家庭環境や利用実態の多様さから実効性の確保に課題があり、今後は国や他の自治体の動向を注視するとの答弁であったが、子供たちの将来を考えれば利用制限について積極的な方向性を持つべきと考えるが見解を伺う。

■答弁

現在、デジタルメディアは、子どもたちにとってコミュニケーションや自己表現等を支える重要な基盤となっております。一方で、利用時間の長時間化や不適切な利用といった課題も顕在化しております。

国におきましては、令和8年6月の総務省有識者会議において、事業者に対する年齢確認の厳格化が検討される一方で、SNSが子供たちにとって重要なコミュニケーション手段となっていることなどから、一律の年齢制限については慎重な姿勢が示されているところでございます。

こうした中、議員ご指摘のとおり、家庭環境や利用実態が多様である現代におきましては、子どもたちが自ら適切な利用行動を選択できるよう、情報モラル教育などを通じて主体的な判断力を育成していくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、本市におきましてはこれまで、過度な利用による健康面への影響にも十分配慮しながら、子どもたちがデジタルメディアとの適切な関わり方を自ら判断できるよう、学校における情報モラル教育に加え、家庭と連携したルールづくりを進めてまいりました。

今後におきましても、児童生徒の主体的な学びを支えるとともに、安全で適切なデジタルメディアの活用が図られるよう、学校・家庭と連携した取組を一層推進してまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	岡田議員		

■質問事項	１ 教育施策について （１）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて
-------	--

■質問要旨

（１）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて

イ 松賀中学校区で行われた、メディアコントロールウィークの取り組みについての認識と結果に対する見解を伺う。

■答弁

本取組は、年間３回、中学校区内の学校が同時に実施し、児童生徒がスマートフォン、パソコン、テレビなどのメディアとの関わりを自ら振り返り、使用時間を制限する中で生まれた時間を、学習や余暇、家庭との時間等に活用することを推進するものでございます。

成果といたしましては、いずれの学校においても、約８割の児童生徒が本取組を肯定的に捉えており、「家族との会話が増えた」「勉強に集中できた」などの声が寄せられております。また、保護者からも「家族でコミュニケーションをとる時間が増えた」といった意見が寄せられており、行動変容につながる一定の成果を確認しております。

本取組は、子供たちが自らのメディア利用を振り返り、生活習慣の改善を主体的に考える機会となっており、教育的意義の高い取組であると認識しております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	岡田議員		

■質問事項	１ 教育施策について （１）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて
-------	--

■質問要旨

（１）中学校における自律的メディア利用管理の実態とメディアコントロールについて
 ウ 市内の他の小中学校へのメディアコントロール実施についての見解を伺う。

■答弁

先ほども申し上げましたとおり、松賀中学校区における実践においては、家庭と連携しながらメディア利用の見直しを図る中で、利用時間の減少や生活リズムの改善が見られるなど、一定の成果を確認しております。

また、市内の小学校２０校、中学校９校においても、各学校の課題や実情に応じたメディアコントロールの取組が行われております。例えば、自己評価シートを活用した主体的な振り返りの促進や、ポイント制による意欲の向上、中学校の定期試験期間と連動した取組など、それぞれの学校において創意工夫が図られているところでございます。

こうした実践を踏まえ、本市といたしましては、松賀中学校区をはじめとする優れた取組について、市内の他の学校への横展開を図り、普及を進めてまいります。

具体的には、取組内容や成果を教育委員会が発行する情報教育に関する広報紙等を通じて発信・共有するとともに、学校運営協議会への情報提供などを通じて、各学校が地域や家庭の実情に応じた取組を進めることができるよう支援してまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	向井議員		

■質問事項	1 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について (1) 児童生徒の安全確保に向けた学校安全対策について ア 本市の学校安全対策において防犯カメラをどのように位置づけているのか伺う。 イ 防犯カメラの設置について一定の設置基準や推奨方針を示す考えはあるのか、それとも各学校の判断にゆだねるのか伺う。 ウ 本市の小中学校における防犯カメラの設置状況とその設置場所について伺う。 エ 防犯カメラの設置について、どのような効果を期待しているのか、また、その課題についてどのように認識しているのか伺う。 オ 防犯カメラを設置している学校の映像データの管理・運用に関する基準・ルールはどのようになっているのか伺う。 カ 防犯カメラの設置に係る国の補助制度や財政支援制度の活用状況はどうなっているのか伺う。
-------	---

■質問要旨

令和8年第一回定例会における市長の施政方針では、「子どもの健やかな成長のための環境づくり」として「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいくことが示されている。「こどもまんなか社会」の実現には、子どもたちが日常の多くを過ごす学校において安心して学校生活を送り、安全に通学できる環境の確保が重要であると考えます。

学校安全対策は、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校事件を契機に大きく進展した。現在は不審者侵入対策に加え、校内の様々なリスクへの対応や個人情報・プライバシー保護など、課題が多様化している。広島県内でも、通学路の安全対策や地域住民による見守り活動、防犯カメラの設置などが進められている。防犯カメラは安全確保に有効である一方、映像データの管理やプライバシーへの配慮が必要である。学校安全対策には、防犯カメラだけでなく、教職員の危機管理体制の整備や地域・保護者との連携を含めた総合的な取組が求められている。

■答弁

まず、「本市の学校安全対策において防犯カメラの位置づけ」についてでございます。

学校における安全対策として設置しております防犯カメラにつきましては、学校敷地外からの不審者の侵入を抑止し、児童生徒の安全確保を図るための有効な手段の一つであると認識しております。

次に、「防犯カメラの設置基準」についてでございます。

本市では、学校施設への防犯カメラの設置場所について、敷地内や校舎内への侵入経路となる箇

答弁内容（令和８年第２回定例会）

所を基本に設置することとしております。

例えば、主に敷地内への主要な出入口となる正門、裏門、及び、校舎への出入口となる、児童生徒の主要な昇降口が確認できる箇所への設置でございます。

また、市内小中学校における設置状況につきましては、小学校４校、中学校３校の計７校となっております。

防犯カメラの設置により期待される効果といたしましては、不審者の侵入に対する抑止力となることに加え、万が一トラブルが発生した際には、事実関係の確認や侵入者の特定など、迅速かつ適切な対応に資するものと考えております。

一方で、児童生徒や来校者のプライバシーに十分配慮する必要があることから、設置場所や撮影範囲には一定の制約があり、監視できる範囲には限界があることが課題でございます。

このため、防犯カメラを設置している学校においては、映像データの管理を主に教頭が行うとともに、その取扱いについてルールを定め、外部への提供は警察からの要請のみに限るなど、適切な運用を図っております。

また、防犯カメラ整備に係る財政支援制度につきましては、教育委員会が定める設置基準に基づき整備するものについて、国の補助制度を活用しているところでございます。

答弁内容（令和 8 年第 2 回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部
質問者	向井議員		

■質問事項	1 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について （1）児童生徒の安全確保に向けた学校安全対策について キ 今後の学校安全対策について、防犯カメラの活用を含めどのような方向性で取り組んでいくのか伺う。
-------	---

■質問要旨

令和 8 年第一回定例会における市長の施政方針では、「子どもの健やかな成長のための環境づくり」として「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいくことが示されている。「こどもまんなか社会」の実現には、子どもたちが日常の多くを過ごす学校において安心して学校生活を送り、安全に通学できる環境の確保が重要であると考えます。

学校安全対策は、平成 13 年に発生した大阪教育大学附属池田小学校事件を契機に大きく進展した。現在は不審者侵入対策に加え、校内の様々なリスクへの対応や個人情報・プライバシー保護など、課題が多様化している。広島県内でも、通学路の安全対策や地域住民による見守り活動、防犯カメラの設置などが進められている。防犯カメラは安全確保に有効である一方、映像データの管理やプライバシーへの配慮が必要である。学校安全対策には、防犯カメラだけでなく、教職員の危機管理体制の整備や地域・保護者との連携を含めた総合的な取組が求められている。

■答弁

本市が犯罪の抑止を目的として設置している、いわゆる防犯カメラにつきましては、駅や駐輪場、公園など、市が管理している公共施設を中心に整備しているところでございます。

学校施設におきましては、平成 13 年に発生した大阪教育大学附属池田小学校事件や、令和 7 年に発生した立川市立第三小学校への不審者侵入事件などを契機として、学校における不審者対策や出入管理の重要性が改めて認識されているものと考えております。

このような状況を踏まえ、学校の安全対策につきましては、ハード面の対策と、安全指導や見守り体制の充実などのソフト面の対策を組み合わせ、人的体制の整備、地域との連携、各種訓練の実施などを含めて、総合的に取り組むことが重要であると考えており、とりわけ**防犯カメラにつきましては、児童生徒の安全確保を図る上で有効な手段の一つ**であると認識しております。

今後の学校安全対策につきましては、防犯カメラについて、学校施設の長寿命化改良工事などの**大規模改修に合わせて整備を進めるとともに、必要に応じて学校からの要望を踏まえ、警察とも協議の上、個別に設置**を行ってまいります。また、ソフト面におきましては、**教職員の危機管理体制の強化、危機管理マニュアルの整備と見直し、避難訓練や安全教育の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携した見守り活動などを推進**してまいります。

引き続き、**ハード・ソフト両面からの取り組みを一体的に進める**ことにより、児童生徒が安心して学ぶことのできる教育環境の充実に努めてまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部、 総務部（危機管理）
質問者	向井議員		

■質問事項	１ 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について （２）自転車利用に係る交通安全教育と規範意識の醸成について ア 改正道路交通法及び青切符制度の導入についてどのように認識しているのか伺う。
-------	---

■質問要旨

（２）近年、自転車利用者による交通事故や危険運転が課題となり、道路交通法改正により交通ルールの遵守や安全意識の向上が求められている。本年４月から自転車の交通違反に対する「青切符制度」が導入され、指導・取締りが強化された。こうした中、外国住民や児童生徒を含むすべての自転車利用者に対し交通ルールの周知徹底と遵守が求められている。

本市でも多くの中学生が自転車通学をしており、安全運転や交通マナーの徹底が重要である。児童生徒が交通ルールを理解し、自らの命を守るよう、学校・家庭・地域が連携した取組が求められている。

■答弁

~~「改正道路交通法及び青切符制度の導入に係る認識」についてでございます。~~

~~今回の制度改正は、自転車利用者の違反行為に対する実効性のある抑止策として、反則金の対象とする、いわゆる青切符制度の導入を含む法改正が行われたものであり、交通秩序の維持と事故防止を図ることを目的としております。~~

本市といたしましては、こうした**法改正の趣旨を踏まえ、児童生徒に対する交通安全教育の一層の充実を図る必要がある**と考えております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部、 総務部（危機管理）
質問者	向井議員		

■質問事項	１ 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について （２）自転車利用に係る交通安全教育と規範意識の醸成について イ 現在、市内中学校において実施している自転車通学に対する安全指導の内容と実施状況について伺う。 ウ 危険運転防止や交通ルール遵守のため、警察や地域と連携した交通安全教育をどのように進めているのか伺う。 エ 青切符制度の導入を踏まえ、生徒や保護者への周知・啓発はどのように行っているのか伺う。 オ 市内中学校における交通安全教育について、学校ごとに指導内容や実施頻度において差が生じている状況はないのか伺う。 カ 市内全中学校において一定水準の交通安全教育が継続的に実施されることが重要だと考えるが、共通教材の作成や指導内容の標準化など、<u>学校間で取組に差が生じないための環境整備を進める考えはないのか</u>伺う。
-------	--

■質問要旨

（２）近年、自転車利用者による交通事故や危険運転が課題となり、道路交通法改正により交通ルールの遵守や安全意識の向上が求められている。本年４月から自転車の交通違反に対する「青切符制度」が導入され、指導・取締りが強化された。こうした中、外国住民や児童生徒を含むすべての自転車利用者に対し交通ルールの周知徹底と遵守が求められている。

本市でも多くの中学生が自転車通学をしており、安全運転や交通マナーの徹底が重要である。児童生徒が交通ルールを理解し、自らの命を守るよう、学校・家庭・地域が連携した取組が求められている。

■答弁

「市内中学校において実施している自転車通学に対する安全指導の内容と実施状況」及び「警察や地域と連携した交通安全教育の取組み」についてでございます。

自転車通学に係る安全指導につきましては、自転車点検のポイント、交通ルールの確認、安全な乗り方やマナー、通学路における危険箇所の把握、自転車走行時の危険予測などについて指導を行っております。

これらの指導を実効性あるものとするため、各中学校では第１学年の生徒を対象に自転車安全教室を実施しており、多くの学校において交通指導員や警察職員を講師として招き、専門的な知見に基づく指導を受けております。

また、この他にも、全校生徒を対象とした交通安全に関する講話や指導を随時行うとともに、地

答弁内容（令和８年第２回定例会）

域と連携した見守り活動や危険箇所の情報共有などを通じて、実際の生活場面に即した交通安全対策を推進しております。

今後におきましても、警察や地域との連携を一層強化しながら、生徒の交通安全意識の向上と、自ら安全な行動をとることができる力の育成に努めてまいります。

次に、青切符制度の導入を踏まえた生徒や保護者への周知・啓発についてでございます。

生徒への周知・啓発につきましては、交通安全教室において青切符制度の内容を踏まえた指導を行うとともに、交通安全に関する講話やポスター掲示等を通じて、交通ルールの理解と遵守意識の向上を図っております。

また、保護者への周知・啓発につきましては、学校だよりやＰＴＡ総会等の機会を活用し、周知に努めております。

次に、「交通安全教育における指導内容や実施頻度」及び「共通教材の作成や指導内容の標準化」についてでございます。

交通安全教育の内容につきましては、各学校に配付している「自転車の交通安全教育ガイドライン」において、小学生高学年、中学生、高校生といった各発達段階に応じた教育の目的や内容が体系的に示されております。また、警察庁作成の「自転車ルールブック」には、自転車利用に関する基本的な交通ルールが整理されており、各学校ではこれらの教材を活用して指導を行っております。

このため、交通安全教育の内容については、一定の標準化が図られているものと認識しております。

また、交通安全教育の実施頻度につきましては、中学校第１学年を対象とした自転車安全教室を入学後の早い時期に実施するとともに、全校生徒を対象とした定期的な自転車点検、長期休業前の交通安全指導、交通安全に関する講話等を実施しております。こうした取組みにより、各学校において概ね共通した内容と頻度で交通安全教育が実施されているものと捉えております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	創志会	担当	学校教育部、 総務部（危機管理）
質問者	向井議員		

■質問事項	１ 児童生徒の安全・安心を守る教育環境の整備について （２）自転車利用に係る交通安全教育と規範意識の醸成について キ 自転車利用者にも交通社会の一員としての責任が求められる時代となった。交通安全教育の最終的な目標をどこにおいているのか。単に、交通違反を防止することだけなのか、それとも生徒が自ら危険を判断し、自分と他者の命を守る行動ができる市民を育成することなのか所見を伺う。
-------	---

■質問要旨

（２）近年、自転車利用者による交通事故や危険運転が課題となり、道路交通法改正により交通ルールの遵守や安全意識の向上が求められている。本年４月から自転車の交通違反に対する「青切符制度」が導入され、指導・取締りが強化された。こうした中、外国住民や児童生徒を含むすべての自転車利用者に対し交通ルールの周知徹底と遵守が求められている。

本市でも多くの中学生が自転車通学をしており、安全運転や交通マナーの徹底が重要である。児童生徒が交通ルールを理解し、自らの命を守れるよう、学校・家庭・地域が連携した取組が求められている。

■答弁

本市におきまして、交通安全教育の最終目標は、児童生徒がルールを正しく理解するだけでなく、自らの判断により安全な行動を選択し、交通社会の一員として責任ある行動がとれるようになることであると考えております。

こうした力は、交通の場面に限らず、社会の中で他者と共に生きるための責任ある行動につながるものであり、将来の地域社会を担う人材の育成という観点からも極めて重要であると認識しております。

今後におきましても、児童生徒が自ら危険を予測し回避できる力を身に付け、主体的に安全行動を実践できるよう、交通安全教育の一層の充実に努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	真政倶楽部	担当	学校教育部
質問者	山田議員		

■質問事項	2 義務教育におけるタブレット端末の活用について (1) 義務教育におけるタブレット端末の活用について ア 本市が成果指標として示している活用率とは別に、端末活用による教育の効果そのものを測る指標を、本市は持っているのか伺う。 イ タブレット端末の整備や更新に、市としてこれまでどれだけの費用を負担してきたか、また今後の見通しを伺う。 ウ 視力や睡眠、姿勢、書く力の発達など、端末利用が子どもの健康や発達に与える影響について、本市はデータに基づいて把握し、検証しているのか伺う。 エ ネット上の危険やトラブルといったリスクから子どもを守る情報モラル教育について、本市ではどれだけの指導時間が確保され、どのような内容が教えられているのか伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 義務教育におけるタブレット端末の活用について

ア 本市が成果指標として示している活用率とは別に、端末活用による教育の効果そのものを測る指標を、本市は持っているのか伺う。

イ タブレット端末の整備や更新に、市としてこれまでどれだけの費用を負担してきたか、また今後の見通しを伺う。

ウ 視力や睡眠、姿勢、書く力の発達など、端末利用が子どもの健康や発達に与える影響について、本市はデータに基づいて把握し、検証しているのか伺う。

エ ネット上の危険やトラブルといったリスクから子どもを守る情報モラル教育について、本市ではどれだけの指導時間が確保され、どのような内容が教えられているのか伺う。

■答弁

まず、本市が成果指標として示している端末の活用率とは別に、端末活用による教育効果そのものを図る指標についてでございます。

本市におきましては、現時点では、端末の活用率に加え、学習指導要領に基づく学力の定着状況や、各種学力調査の結果、児童生徒の学習意欲や主体的な学びの状況などを総合的に捉え、端末活用の成果を把握しているところでございます。

具体的には、全国学力・学習状況調査の結果において、端末を積極的に活用する児童生徒や、活用に自信を持つ児童生徒ほど平均正答率が高い傾向が示されており、端末の効果的な活用が学力向上に寄与しているものと捉えております。

また、日々の授業においても、端末を効果的に活用している児童生徒の発言や話合いの様子、振

答弁内容（令和 8 年第 2 回定例会）

り返りの記述などから、思考の深まりや主体性・協働性の変容を見取り、教育効果の検証を行っております。

今後につきましては、端末活用が学力や学習意欲にどのように寄与しているのかをより適切に把握できるよう、指標のあり方についても研究してまいります。

次に、タブレット端末の整備や更新に係る費用についてでございます。

これまでの端末の整備及び更新の費用は、総事業費が約 17 億円で、このうち、補助金を含まない本市負担額は、約 8 億 5 千万円となっております。

また、端末は一般的に概ね 4 年ごとの更新が必要とされており、次回は令和 11 年度頃を想定しております。しかしながら、台数や単価、補助制度の状況により費用が大きく変動するため、現時点で見通しを示すことは困難でございます。

今後の更新に当たりましては、国の支援の動向を注視するとともに、財政負担の平準化や効率的な調達方法の検討などにより、計画的な整備・更新に努めてまいります。

次に、端末利用が子供の健康や発達に与える影響の把握・検証についてでございます。

本市におきましては、健康診断や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を通じて児童生徒の健康状態の把握に努めております。

その結果、令和 7 年度における視力 1.0 未満の児童生徒の割合は、端末導入前の令和元年度と比較して、小学生では 36.3%から 43.3%へ増加し、中学生では 59.8%から 59.6%と概ね横ばいとなっております。また、睡眠時間につきましては、国の推奨基準時間を満たす児童生徒の割合に大きな変化は見られておりません。

こうした状況から、視力低下や睡眠への影響と端末利用との直接的な因果関係を特定することは困難であるものの、長時間の画面注視や不適切な姿勢による健康面への影響については、一定の懸念があるものと認識しております。

このため本市では、市教育委員会が作成した「タブレット活用のルール」に基づき、各学校において「30 分に一度は遠くを見る」「画面から 30 センチ以上離す」といった具体的な行動の定着を図る指導を行っております。

また、子供たちの健康を守るためには家庭との連携が不可欠であることから、年度当初や懇談の機会を通じて、使用時間や使用場所等に関する家庭内ルールの設定など、適切な利用環境づくりについて保護者に協力をお願いしております。加えて、専門家を招いた P T A 講演会等を開催し、保護者への啓発にも取り組んでおります。

今後も、学校・家庭・専門機関が連携し、子供の健康と発達に配慮した端末活用を推進してまいります。

最後に、情報モラル教育の指導時間及び内容についてでございます。

情報モラル教育は、特定の教科に限定して実施するものではなく、各教科・領域の特性を活かし、学校教育全体を通じて系統的に実施しているところでございます。

指導時間につきましては、道徳科において小学校 1 年生から中学校 3 年生まで各学年で年間 1 時間以上取り扱う他、社会科等において情報活用のルールやマナーを扱う等、各教科や特別活動等の

答弁内容（令和８年第２回定例会）

年間指導計画に位置付けて指導を行っております。

また、本市教育委員会が作成した「情報教育に係る系統表」に基づき、低学年では端末の扱い方や基本的なルールやマナー、中学年では個人情報の保護や心身への影響、高学年及び中学生ではネットトラブルへの対応や著作権、情報発信に伴う責任など、発達段階に応じた情報リテラシーの指導を行っております。

さらに、年度初めや長期休業前には、警察や通信事業者等の専門家を招聘した「情報モラル教室」を各学校で開催している他、教職員に対しても研修の実施やポータルサイトを通じた教材の提供を行い、最新の事例に基づいた指導が行える体制の整備に努めております。

今後につきましても、情報環境の変化に対応しながら、児童生徒が安全に端末を利用できるよう、情報モラル教育の充実に努めてまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	真政倶楽部	担当	学校教育部
質問者	山田議員		

■質問事項	２義務教育におけるタブレット端末の活用について （１）義務教育におけるタブレット端末の活用について オ 現在、端末の設定により夜間の利用を一律で制限していると伺っているが、家庭の方針に応じて、保護者が時間帯や利用範囲を設定できる仕組みを導入することはできないか、市の考えを伺う。
-------	--

■質問要旨

（１）義務教育におけるタブレット端末の活用について

オ 現在、端末の設定により夜間の利用を一律で制限していると伺っているが、家庭の方針に応じて、保護者が時間帯や利用範囲を設定できる仕組みを導入することはできないか、市の考えを伺う。

■答弁

本市が配布しているＧＩＧＡスクール端末につきましては、教育活動の一環として使用するものであり、その管理責任は教育委員会にあることから、児童生徒の生活リズムや心身への影響に配慮し、夜間の利用を含め、一定の制限を設けているものでございます。

仮に保護者ごとの希望に応じた個別設定を行う場合、学校現場や教育委員会における設定管理や対応業務が増加し、教員等の負担が大きくなることが想定されます。さらに、現時点においては、こうした運用を自動化できるサービスもないことから、実施は困難であると考えております。

ＩＣＴ技術は、日進月歩で技術革新が進んでいることから、本市といたしましては、全国の先行事例や新たなサービスの動向について情報収集を行いながら、より効果的な運用方法について検討してまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	市民クラブ	担当	学校教育部
質問者	落海議員		

■質問事項	2 小中学校の運動会における熱中症対策について (1) 気候変動下における安全な運動会の実施について ア 市内小中学校における運動会の開催時期、実施時間及び開催形式の現状について問う。
-------	---

■質問要旨

(1) 近年、気候変動の影響により、春季においても気温が急激に上昇する日が増えている。市内の小中学校では、残暑が厳しい時期を避けるため、5月頃に運動会を開催する学校も多いが、5月末であっても強い日差しや高い気温となることがある。また、春は児童生徒の身体が暑さに十分慣れていない時期でもある。このため、運動会当日だけでなく、練習期間を含め、気温、湿度、日射及び風などを総合的に反映する暑さ指数（WBGT）を活用した安全管理が重要となる。各学校では、水分補給、休憩時間の確保、開催時間の短縮など、児童生徒の安全確保に向けた様々な工夫を行っているものとする。一方で、対応を個々の学校や教職員の経験だけに委ねるのではなく、教育委員会として一定の考え方を示し、各学校の取組を支援する必要があると考える。

ア 市内小中学校における運動会の開催時期、実施時間及び開催形式の現状について問う。

■答弁

まず、今年度の市内小中学校における運動会の開催時期につきましては、市内小中学校 47 校のうち、5月開催が 43 校、6月上旬開催が 1 校、9月下旬開催が 1 校、10月開催が 2 校となっており、春季開催が全体の約 94%を占めております。

次に、実施時間につきましては、午前開催が 42 校と大半を占めており、昼食後も競技等を行う 1 日開催は 5 校となっております。

また、開催形式につきましては、中学校と高等学校の合同開催が 1 校、小学校と保育所の合同開催が 1 校、地域との合同開催が 2 校、午前を学校、午後を地域の部として実施する同日開催が 2 校となっております。その他の 41 校につきましては、学校単独で開催しております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	市民クラブ	担当	学校教育部
質問者	落海議員		

■質問事項	2 小中学校の運動会における熱中症対策について (1) 気候変動下における安全な運動会の実施について イ 運動会当日及び練習期間における暑さ指数の測定方法並びに活動を中断又は中止する際の判断基準について問う。
-------	---

■質問要旨

(1) 気候変動下における安全な運動会の実施について

イ 運動会当日及び練習期間における暑さ指数の測定方法並びに活動を中断又は中止する際の判断基準について問う。

■答弁

本市におきましては、各学校において暑さ指数の測定器を活用し、運動場などの活動場所における数値を適宜測定するとともに、その結果を踏まえて活動の可否や内容の見直しを行っているところでございます。

判断基準といたしましては、国の指針等を踏まえ、暑さ指数が31℃を越えた場合には運動を原則中止とすることを基本としております。

一方で、熱中症は、活動場所の環境、運動量や時間帯、水分補給や休憩時間の状況等、複合的な要因が関係しております。そのため、中止等の判断に当たっては、これらを踏まえ、総合的に判断することが重要であると認識しております。

今後におきましても、気候変動の影響を踏まえ、暑さ指数に基づく判断基準の適切な運用を図るとともに、安全で安心な教育活動の実施に努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	市民クラブ	担当	学校教育部
質問者	落海議員		

■質問事項	2 小中学校の運動会における熱中症対策について （１）気候変動下における安全な運動会の実施について ウ 熱中症対策として、各学校が実施している取組を教育委員会としてどのように把握し、効果的な取組事例を市内の学校で共有していく考えがあるのか問う。
-------	---

■質問要旨

（１）気候変動下における安全な運動会の実施について

ウ 熱中症対策として、各学校が実施している取組を教育委員会としてどのように把握し、効果的な取組事例を市内の学校で共有していく考えがあるのか問う。

■答弁

熱中症対策に関して、教育委員会の基本的な役割は、国や県の方針を踏まえ、熱中症予防の取組や暑さ指数に応じた対応基準を示すことにあると認識しております。

その上で、各学校においては、教育委員会が示した方針に基づき、熱中症予防が適切に行われるよう、具体的な活動基準や対策を定めるとともに、校長が学校の実情に応じて最終的な判断を行っております。また、校長会等において学校間で情報共有や意見交換を行い、対応の充実に努めているところでございます。

教育委員会におきましては、運動会への参加や学校訪問等を通じて、適切な休憩時間の確保や水分補給の状況、児童生徒の様子などを確認し、各学校における熱中症対策の実施状況の把握に努めております。

さらに、把握した内容や各学校における工夫については、校長会や担当者会議等において共有するとともに、国や県の方針や先進的な事例についても情報提供を行うことで、市内全体の熱中症対策の充実に努めているところでございます。

今後におきましても、気候変動の状況や学校現場の実態を踏まえながら、児童生徒が安全に教育活動に参加できる環境の確保を図ってまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	重森議員		

■質問事項	１ 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存 （１）子どものデジタル利用環境と心身への影響について ア 本市の子どもたちのデジタル利用環境の実態について、どのように把握されているのか伺う。
-------	--

■質問要旨

（１）子どものデジタル利用環境と心身への影響について

ア こども家庭庁の「令和７年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、子どものインターネット利用時間は年々増加している。本市の子どもたちのデジタル利用環境の実態について、どのように把握されているのか伺う。

■答弁

本市の子供たちのデジタル利用環境の実態につきましては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「広島県児童生徒学習意識調査」などを通じて、端末やスマートフォンの利用時間などについて把握しているところでございます。

令和７年度の結果によりますと、テレビやゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を平日１日あたり３時間以上視聴している小学生は約３割、中学生は約４割となっており、全国と同様にメディア利用の長時間化の傾向にある状況にございます。

こうした状況につきましては、情報収集や学習機会の拡大といった利点がある一方で、生活習慣の乱れや睡眠時間の不足、学習時間への影響などにつながる可能性があることから、課題であると認識しております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	重森議員		

■質問事項	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存 （1）子どものデジタル利用環境と心身への影響について イ 子どもの睡眠時間確保の必要性について、認識を伺う。
-------	---

■質問要旨

（1）子どものデジタル利用環境と心身への影響について

イ 厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド2023」によれば、成長段階に応じた十分な睡眠時間の確保が重要とされている。睡眠不足は、学業成績や心身の健康、生活の質に影響を及ぼす可能性が指摘されており、スクリーンタイムを長時間化させないことや、デジタル機器を寝室に持ち込まないことなどが示されている。

子どもの睡眠時間確保の必要性について、認識を伺う。

■答弁

子供の睡眠時間の確保につきましては、心身の健やかな成長に不可欠であるとともに、学習意欲や集中力、情緒の安定にも関わる重要な課題であると認識しております。

本市では、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により児童生徒の生活状況を把握しており、その結果、「睡眠ガイド」で推奨される睡眠時間である小学生9時間以上、中学生8時間以上を確保できている割合は、小学生で約4割、中学生で約3割にとどまっております。

こうした背景には、スマートフォンやタブレット等の利用時間、いわゆるスクリーンタイムの長時間化が、就寝時刻の遅れ等につながっている可能性があると考えております。

今後につきましては、子供たちがメディアとの関わり方を主体的に見直し、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、学校と家庭が連携した取組により、健やかな成長を支える環境づくりに努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部 （総務部（DX推進））
質問者	重森議員		

■質問事項	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存 （3）子どものデジタル利用環境に関する条例制定の必要性について ア 子どものデジタル利用環境については、家庭の関わりが重要である。しかし、デジタルサービスの急速な発展に伴い、家庭だけでの対応が難しい場面も増える中で、子ども自身が適切に関わる力を身につけていくことも求められる。そのため、子どもや保護者だけでなく、学校をはじめとする関係機関を含め、社会全体で支えていく必要があると考える。 本市において、どのような連携体制で子どものデジタル利用環境づくりを進めていくのか伺う。
-------	---

■質問要旨

（3）子どものデジタル利用環境に関する条例制定の必要性について

ア 子どものデジタル利用環境については、家庭の関わりが重要である。しかし、デジタルサービスの急速な発展に伴い、家庭だけでの対応が難しい場面も増える中で、子ども自身が適切に関わる力を身につけていくことも求められる。そのため、子どもや保護者だけでなく、学校をはじめとする関係機関を含め、社会全体で支えていく必要があると考える。

本市において、どのような連携体制で子どものデジタル利用環境づくりを進めていくのか伺う。

■答弁

議員ご指摘のとおり、子供のデジタル機器の利用につきましては、家庭における関わりが極めて重要である一方、デジタルサービスの急速な発展とその多様化により、家庭のみで適切に対応することが難しい場面が増えているものと認識しております。

このため、子供自身が適切な関わり方を選択できる力、いわゆる自律する力を育むことが重要であり、子供や保護者に加え、学校や地域を含めた社会全体で支えていく必要があると考えております。

こうした認識のもと、本市におきましては、市長部局と教育委員会が一体となって、地域や関係機関としっかりと連携を図りながら、子供の成長段階に応じた取組を進めております。

学校においては、発達段階に応じた情報モラル教育を実施するとともに、例えば、コミュニティ・スクールの機能を活用し、子供たちがデジタルメディアとの関わり方を自ら振り返り判断する「メディアコントロール」の取組を推進しております。併せて、警察や医療関係者等の専門家を招聘した講演会等を開催することで、家庭における見守りやルールづくりの重要性について周知を図っております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

また、幼児期においては、５歳児健診の機会を活用し、保護者に対してメディア視聴を含めた生活習慣に関する健康教育を実施するとともに、保育所等では、自然体験活動を通じて、デジタルなどによる仮想体験ではなく、リアルに五感で感じる実体験の重要性を伝える取組を行っております。

今後におきましては、こうした取組みをさらに効果的に進めるため、市長部局と教育委員会での情報共有はもちろんのこと、公立・私立保育所等で構成される東広島市保育連盟や、ＰＴＡ連合会、青少年健全育成団体等とも連携し、共通認識の形成を図りながら、実効性の高い取り組みへとつなげてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部 （総務部（D X 推進））
質問者	重森議員		

■質問事項	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存 （3）子どものデジタル利用環境に関する条例制定の必要性について イ 子どもの健やかな成長を支えるデジタル利用環境づくりや、デジタルリテラシーの啓発について、市として条例を制定し、市民に基本的な方向性を示す必要があると考える。見解を伺う。
-------	---

■質問要旨

（3）子どものデジタル利用環境に関する条例制定の必要性について

イ 子どもの健やかな成長を支えるデジタル利用環境づくりや、デジタルリテラシーの啓発について、市として条例を制定し、市民に基本的な方向性を示す必要があると考える。見解を伺う。

■答弁

まず、SNSの利用をめぐる動向についてでございますが、愛知県豊明市や香川県においては、子供のインターネット利用に関する条例が制定されるなど、課題意識を背景に取組が進められているものと承知しております。

議員ご提案のとおり、条例の制定は、市民の意識醸成や関係者の取組を促す契機となり得るものであり、その意義につきましては理解するところでございます。

一方で、子供のデジタル利用をめぐる課題は、技術やサービスの進展が極めて速く、また利用実態も多様であることから、一律のルールや固定的な枠組みにより対応することは、実態に即した柔軟な対応を難しくするおそれがあり、実効性の確保や運用面においても課題があるものと考えております。

また、本件は全国かつ構造的な課題であり、事業者に対する規制や制度的な枠組みの在り方につきましては、国において一定の方向性が示されるべき性質のものであると認識しております。現在、国においても青少年インターネット環境整備法の見直しに向けた検討が進められているところであり、基礎自治体である本市が単独で方向性を定めることにつきましては、慎重に判断する必要があるものと考えております。

その上で、本市といたしましては、「市全体で子どもたちを育む」という視点に立ち、乳幼児期から学齢期、さらには成人期に至るまでの各ライフステージに応じた情報機器の適切な利用に関する教育や啓発を推進することが重要であると認識しております。

今後におきましても、教育、福祉、子育て、さらには地域との連携を一層強化し、これまで取り組んできた各種施策を有機的に結び付けながら、子供たちが安全かつ健全にデジタル社会の中で成長できる環境づくりに努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	財務部 (学校教育部)
質問者	重森議員		

■質問事項	2 今こそ実現を！中学校給食費・子育ての無償化 (1) 市の成長を実感できる、子育てへの投資について イ 本市の類似団体（産業構造や人口規模が類似する16市）の無償化実施状況を調査したところ、中学校給食費の無償化は4市、保育料第2子以降の無償化は3市、所得制限のない子ども医療費の無償化については、18歳までが13市、未就学児までが1市であった。このように、16市のうち14市が、小学校給食費にとどまらない独自の無償化を実施していることになる。また、無償化の主な目的は、保護者負担の軽減による子育て支援であり、文部科学省の「学校給食に関する実態調査」においても、その割合は9割を超えている。 こうした無償化は、自治体間競争ではなく、各自治体が裁量の中で進める「こどもまんなか」の子育て投資であり、道路や産業団地と同様に、将来の地域を支える「子育てインフラ」への投資と考えるべきではないか。所見を伺う。
-------	--

■質問要旨

本市の類似団体（産業構造や人口規模が類似する16市）の無償化実施状況を調査したところ、中学校給食費の無償化は4市、保育料第2子以降の無償化は3市、所得制限のない子ども医療費の無償化については、18歳までが13市、未就学児までが1市であった。このように、16市のうち14市が、小学校給食費にとどまらない独自の無償化を実施していることになる。また、無償化の主な目的は、保護者負担の軽減による子育て支援であり、文部科学省の「学校給食に関する実態調査」においても、その割合は9割を超えている。

こうした無償化は、自治体間競争ではなく、各自治体が裁量の中で進める「こどもまんなか」の子育て投資であり、道路や産業団地と同様に、将来の地域を支える「子育てインフラ」への投資と考えるべきではないか。所見を伺う。

■答弁

物価高騰が続く中において、給食費や保育料の無償化は、子育て世帯の家計負担の軽減につながる施策であり、市民の皆様には支援を実感していただきやすい取組みの一つであると認識しております。

また、議員ご指摘のとおり、学校給食をはじめとした子育て支援策が極めて重要であるといった視点は必要であり、他自治体においても、地域の実情に応じた学校給食費の無償化を含む各種の取組みが進められているものと承知しております。

こうしたことを踏まえ、本市においても、子育てに必要な環境づくりにとって真に必要な施策を

答弁内容（令和８年第２回定例会）

見極めてまいりますとともに、子育て施策における無償化につきましても、国の制度設計や新たな財源措置、他自治体の取組状況等を注視しながら、引き続き研究してまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	重森議員		

■質問事項	２ 今こそ実現を！中学校給食費・子育ての無償化 （２）「できない理由」ではなく「できる方法」を考えることについて ア 「時限的にできる」のであれば、前向きに議論を進めるべきではないか伺う。
-------	---

■質問要旨

（２）「できない理由」ではなく「できる方法」を考えることについて

２０２４年１２月の一般質問において、中学校給食費の無償化について、「時限的措置としての実施は可能と考えるが、無償化を廃止した場合、保護者に与える影響が懸念される」旨の答弁がなされている。

ア 国においても、飲食料品の消費税減税を来年４月１日から２年間に限り実施する案が検討されているとおり、「時限的にできる」のであれば、前向きに議論を進めるべきではないか伺う。

■答弁

今年度４月から、全国の小学校において学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されており、本市におきましても、国及び県の給食費負担軽減交付金を活用し、小学校給食費の完全無償化を実施しております。

一方、中学校につきましては、国及び県による同様の支援制度はなく、１食３８０円の食材費のうち、保護者負担は平成２６年度から据え置いている２８０円とし、残る物価高騰分１００円については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して対応しているところでございます。

中学校給食費の無償化は、小学校同様、国の方針に基づき、全国統一的に行われるべきものと考えており、本市独自で、時限的な実施を行うことは、現時点では考えておりません。

中学校給食費の取扱いにつきましては、国においても検討が進められておりますことから、その動向を注視するとともに、限られた財源の中で優先順位を見極めながら、持続可能な子育て支援の在り方を検討してまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	重森議員		

■質問事項	２ 今こそ実現を！中学校給食費・子育ての無償化 （２）「できない理由」ではなく「できる方法」を考えることについて イ 小学校給食費の実質無償化が実現した今、市内の小中学生とその子育て世帯の公平性という観点からも、中学校給食費の無償化について検討する局面ではないか伺う。
-------	---

■質問要旨

イ 「時限的に中学校のみを対象とした無償化を実施した場合、小学校の児童を持つ世帯などから不公平との声上がる可能性がある」「小中学校を通じて子育て支援のバランスを図ることが重要であると考えており、公平性の観点から理解を得ることが難しい」旨も答弁されている。

小学校給食費の実施無償化が実現した今、課題とされてきた「市内の小中学校の公平性」は、引き続き重視されるべきと考える。市内の小中学生とその子育て世帯の公平性という観点からも、中学校給食費の無償化について検討する局面ではないか伺う。

■答弁

小学校と中学校の給食費の取り扱いにつきましては、国の方針に基づき、全国統一的に行われるべきものと考えており、本市独自で、時限的な実施を行うことは、現時点では考えておりません。

中学校給食費の取扱いにつきましては、国においても検討が進められており、本市といたしましても、中学校給食費の無償化について国へ要望を続けていることから、その動向を注視するとともに、限られた財源の中で優先順位を見極めながら、持続可能な子育て支援の在り方を検討してまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	貞岩議員		

■質問事項	1 学校教育について (1) 教員の働く環境について ア 本市において、産育休取得者や病気休職者の補充は十分な状況にあるかがう。 イ 本市の教員の時間外勤務について、月平均で小学校約 40 時間、中学校は約 44 時間と記憶するが、業務を自宅に持ち帰るなどの実態については把握されているか伺う。 ウ 教員の労働条件は、児童生徒の教育条件である。児童生徒の教育の保障のための教員の働く環境について見解を伺う。
-------	--

■質問要旨

(1) 教員の働く環境について

文部科学省の発表によると、2025 年度の始業日時点で、全体の 8.8%に当たる 4,317 人の教員を計画通り配置できなかったとのことである。産育休取得者や病気休職者の代わりを補充できていない現状が明らかになった。

また、教員の時間外勤務について、改善がみられるものの依然として高止まりの傾向にあることも明らかになった。

こうした中で、教員のなり手を確保することを目的として、教員採用試験の一次試験を大学3年で受験できることとした。広島県においては 2024 年度から導入されている。

ア 本市において、産育休取得者や病気休職者の補充は十分な状況にあるか伺う。

イ 本市の教員の時間外勤務について、月平均で小学校約 40 時間、中学校は約 44 時間と記憶するが、業務を自宅に持ち帰るなどの実態については把握されているか伺う。

ウ 教員の労働条件は、児童生徒の教育条件である。児童生徒の教育の保障のための教員の働く環境について見解を伺う。

■答弁

はじめに、産育休取得者や病気休職者の状況についてでございます。

令和8年5月1日時点で、本市の小中学校における産育休取得者は72人及び病気休職者は1人、合計は73人となっておりますが、その代員につきましては、現時点において臨時的任用職員を充ててすべて配置しており、授業及び校務分掌等を担っていただいています。

今後も未配置が生じることのないよう、広島県教育委員会と連携しながら、代員の確保に努めてまいります。

次に、教員の自宅への持ち帰り業務の実態についてでございます。

本市では、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、すべての子供たちへのよりよい教育

答弁内容（令和8年第2回定例会）

の実現を目指して、時間外勤務の縮減に取り組んでおります。

令和7年度の本市教育職員の時間外勤務は、月平均で、小学校が36時間37分、中学校が42時間41分となっております。令和6年度と比較しますと、小学校で3時間25分、中学校で1時間36分の短縮となっております。また、調査開始の平成29年度以降、全体として短縮傾向にあり、これまでの取組の成果が徐々に現れているものと認識しております。

自宅への持ち帰り業務につきましては、教職員へのアンケート調査により把握しており、令和7年度には、平日の1日平均で「ほとんどない」と回答した教職員の割合が58.1%となり、前年度と比較して2.8%改善しております。

一方で、こうした改善がみられるものの、依然として時間外勤務や持ち帰り業務が発生しており、教員の負担はなお大きい状況にあると認識しております。

持ち帰り業務の内容としては、授業の教材研究や準備、学級だよりの作成などが挙げられております。特に中学校においては、部活動指導による時間的制約が一因となっているものと考えております。このため、部活動指導員の配置拡充や、令和10年度から進める休日の部活動の地域展開等を通じて、教員の負担軽減を図ってまいります。

続いて、教員の働く環境についてでございます。

本市では、令和8年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定いたしました。この改定にあたっては、全小中学校を対象にアンケート調査を実施し、現状の把握や課題の整理などを行った上で策定したものでございます。

その中で、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、業務の見直しを進めるとともに、教員が働きがいを感じ、働きやすさを実感できる学校環境づくりを、「人材」「時間」「場所」「効率性」といった視点から総合的に推進していくこととしております。

今後も、残された課題を整理し、実現可能性を踏まえながら一つ一つ着実に取組を進め、教員が教育活動に専念できる環境づくりを進めてまいります。そのことにより、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、結果として児童生徒に対する教育の質の向上につなげてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	学校教育部
質問者	貞岩議員		

■質問事項	1 学校教育について (2) 学校支援センターについて ア これまでの学校支援センターの取り組みにおける成果について伺う。
-------	--

■質問要旨

(2) 教員の教育的力量を高めることを目的として、令和4年に学校支援センターが設置された。教員への伴走型支援を行う中で、教員の資質向上のみならず、働き方改革や学校運営の支援なども行われている。

ア これまでの学校支援センターの取り組みにおける成果について伺う。

■答弁

学校支援センターは、個別最適な学びやGIGAスクール構想の推進、若手教員の育成等に対応するため、教員の資質向上と学校運営支援を目的として、令和4年度に6名体制で設置いたしました。現在は12名体制へと段階的に拡充し、若手教員への伴走型支援、スクールサポート事業及びICT支援員による支援を中心に取り組んでおります。

取組の成果としましては、若手教員への伴走型支援につきましては、令和7年度は165回の訪問指導を行うなど、授業づくりや学級経営に関する指導力の向上に加え、心理面の支援にも取り組んでおります。特に、本市に異動して間もない教員にとりましては、市内教員とのつながりや本市教育への理解を深める機会となっており、学校の中核を担う人材として成長する姿も見られております。

また、スクールサポート事業につきましては、学校の要請に応じて退職教員等を派遣し、教科指導、生徒指導、環境整備、部活動支援など、校内の教職員だけでは対応が難しい業務を支援しております。派遣件数は増加傾向にあり、令和7年度は958件となっております。

さらに、ICT支援員による支援につきましては、本年度は1名増員し、学校のニーズに応じた支援体制を強化しております。学習用アプリケーション等の操作研修に加え、情報モラル教育や生成AIの活用に関する研修にも対応しており、教員からは「具体的な活用方法が分かりやすい」「授業準備の効率化につながっている」などの声が寄せられております。

こうした取組につきましては、校長からも、教員の資質向上と働き方改革の双方に寄与しているとの評価をいただいております。経験や知識を有する人材の活用により校務の効率化が図られるとともに、教員の指導力や対応力の向上を通じて、学校運営の円滑化にもつながっているものと認識しております。

今後も、伴走型支援や専門的支援の充実を図ることで、教員の力量向上と学校運営の円滑化を推進し、働きがいの向上や子供と向き合う時間の確保につなげるなど、本市の教育力のさらなる向上

答弁内容（令和８年第２回定例会）

に努めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創生会	担当	地域振興部、学校教育部
質問者	片山議員		

■質問事項	1 公立高校の魅力向上策について (1) 高校の魅力向上策について ア 地域探究活動の成果を地域へ波及・横展開させていくための戦略について問う。 イ 「高校魅力化コーディネーター」を各高校へ巡回配置することへの見解について問う。 ウ 少人数校の魅力化に向け、市外・県外生を呼び込む「学生寮の整備」や「地域ワークスペースの確保」など市独自の具体的な支援策について問う。
-------	--

■質問要旨

(1) 広島県における公立高校の統廃合問題がある中で、未来の公立高校の在り方を考えていく必要がある。単に存続を求める運動に終始するのではなく、本市が主体となって積極的に市内公立高校の魅力向上を目指し、地域資源として戦略的に投資をしていく必要性について、以下、市の見解を問う。

ア 島根県海士町の隠岐島前高校は、地域課題を教材に変え、グローバルとローカルを掛け合わせた探究活動を行い、全国から生徒が集まる学校へと変貌を遂げた。本市においては、西条農業高校の生徒たちが「西条柿」と「東広島こい地鶏」を組み合わせたレトルトカレーを開発するという、地域ブランド創出の実績を上げている。このような先進的な成功事例を点に留めることなく、地域経済やコミュニティへ波及・横展開させていくための具体的な戦略について、市の認識を問う。

イ 素晴らしい理念があっても、多忙を極める学校現場だけで地域と連携した先進的なカリキュラムの構築や、外部への発信には限界がある。市長部局から柔軟な発想を持つ人材や民間ノウハウを持ったコーディネーターを巡回配置し、民間のスピード感と高度な広報力を学校現場に注入すべきと考えるが、見解を問う。

ウ 高知県や鹿児島県の少人数校においては、自治体が主体となって寮費の補助や地域住民がメンターとして支える仕組みにより、学校と地域の双方を活性化させているが、本市独自の具体的な支援策について見解を問う。

■答弁

まず、市内に所在する高校は、本市にとりまして、地域の教育機会の確保はもとより、地域の活力を支え、人材を育み、将来世代へと地域の価値を継承していく基盤でございます。

なかでも人口減少地域における高校は、地域のコミュニティを構成する大切な地域資源の一つであり、その存在は当該地域の持続可能性に深くかかわる極めて重要なものと認識しております。

制度上、高等普通教育および専門教育を担う高校は、現在、少子化の進展など、社会構造の劇的

答弁内容（令和8年第2回定例会）

な変化に直面しており、特に公立高校を取り巻く環境は、授業料無償化の影響などにより、厳しさを増しております。

このような状況下において、市内の公立高校では、多様で質の高い学びを提供できる体制の構築に取り組まれており、設置主体である広島県において、地域の実情に即した学びの充実を今後も着実に進められていくものと承知しております。

こうした認識のもと、「地域資源を活用した探究活動」についてでございます。

高校の地域性を活かした特色ある取り組みについては、議員ご紹介の西条農業高等学校の取り組みのほか、賀茂高等学校の、東広島市原爆被爆資料保存推進協議会と連携した、戦争・被爆体験の継承等に関する取り組みなど、各学校において様々な取り組みを展開されておられます。

また、賀茂北高等学校においては、同窓会や企業等が連携し、教科指導や進路相談をしている「稲葉塾」の運営や、合同体育祭をはじめとした「中高連携」の取り組みなど地域と一体となった取り組みが行われているほか、

河内高等学校においても、地域事業者、自治協議会との連携により、生徒のアイデアを活かした、多世代が集える拠点「まじわりビング」が運営されているところでございます。

このように生徒が興味関心を持つ様々な分野での取り組みが展開されることは、地元からの期待も高いものと受け止めており、今後とも情報の共有を図りながら、各地域の活力につなげてまいります。

次に、「高校の魅力化」についてでございます。

高校の魅力化とは、先ほどもご答弁いたしましたとおり、生徒を引き付ける特色と魅力を備え、まず、「選ばれる学校」として高校が自らアップデートしていく必要がございます。

そのためには、時代の要請に応じ、求められる人材ニーズを的確に把握し育成するため、住み慣れた地域で、例えば、情報通信技術を活用し専門領域の学びを可能とするなど、教育内容の価値を高めることが肝要であると考えております。

したがって現在、高校と地域とを結ぶ役割については、コミュニティ活動を中心として、支所がその一翼を担っておりますが、地元にある高校に、地元企業や地域社会が求める人材とは何か、など、学校・保護者・地域の関係者が建設的に意見交換していくことが、今後さらに重要になってくると考えております。

こうしたことから、本市といたしましては、それぞれの高校が特色と魅力を備え、「選ばれる学校」を目指していく中で、地域に根差した魅力ある高校として、地域とともに持続していく姿を実現すること、またその魅力を広く発信することを広島県としっかり連携し、支えてまいりたいと考えております。

次に、「少人数校の魅力化と市の支援」についてでございます。

本市といたしましては、ご紹介いただきました事例等を参考としつつ、広島県教育委員会が示された方針を踏まえ、高校と地域、そして地元自治体である本市が十分に連携し、人口減少地域の少人数校のみならず、拠点となる学校も含めた市内全ての高校の教育の質の向上と、地域性を踏まえた特色と魅力による「選ばれる学校」を念頭に、地域とともに生徒らの学びを支えてまいりたいと

答弁内容（令和８年第２回定例会）

考えております。

また一方で、地域が学校、生徒らに支えられるといった観点からも、地域との協働による支援や連携の充実を図りつつ、高校と地域の持続的な発展と活性化の実現に取り組んでまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創生会	担当	学校教育部
質問者	片山議員		

■質問事項	2 子育て支援と教育環境の充実について (1) 中学校給食費の食材費充当について ア 本市独自に「もう100円」を上乗せした総額200円の手厚い財政支援を行い、食材費を抜本的に底上げすることへの見解について問う。
-------	---

■質問要旨

(1) 中学校給食費の食材費充当について

物価高騰が続く中、子どもの健康と食育を守るため、保護者負担に頼らない「未来への投資」としての公費投入を提案する。本市の政治決断を伺う。

ア 現在実施されている100円の公費補助に加え、物価高騰の影響を完全に克服し、さらなる給食の「質の向上」や地産地消の推進を確実に達成するため、本市独自に「もう100円」を上乗せした総額200円の手厚い財政支援を行い、食材費を抜本的に底上げすることへの見解について問う。

100円の上乗せは、年間換算すれば約1億円という財政的インパクトを伴う。これを単なる一過性のコストと捉えるか、確実な未来への投資と捉えるか、本市の今後の財政思想と子育て支援に対する基本姿勢について見解を伺う。

■答弁

まず、中学校給食費の食材費充当についてでございます。

近年の物価高騰により食材費が上昇している状況は全国的な課題であり、本市におきましても、給食の質や量の維持に影響を及ぼしかねない重要な問題であると認識しております。

こうした中、本市におきましては、基本的な学校給食としての役割を維持するために、国の「物価高騰対策重点支援地方創生交付金」を財源として活用し、保護者負担の抑制策を講じているところでございます。

また、献立の工夫により、国の学校給食摂取基準に基づく必要な栄養素をバランスよく安全に提供するとともに、日々の地場産野菜の活用や郷土料理、行事食などといった特別メニューの提供を活かしながら教育としての食育を推進しております。これらのことを通して、児童生徒が健康的で望ましい食習慣を身に付けていくことにも繋げていくなど、学校給食が担う役割は維持できているものと認識しております。

そうした中で、今年度におきましては県の補助金を活用して、これまでは学校給食での提供が叶わなかった市内のジビエや地鶏などの食材利用に向けて準備を進めており、これら市内の特産品等を子どもたちが食す機会を設けて食育を深めるとともに、これまで以上に地産地消の充実にも繋げていきたいと考えております。

ご提案の「食材費の抜本的な底上げ」につきましては、現段階では予定をしておりませんが、今

答弁内容（令和８年第２回定例会）

後におきましても、学校給食の役割を維持した上で、より魅力的で教育効果が高まるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	創生会	担当	学校教育部、生涯学習部
質問者	片山議員		

■質問事項	2 子育て支援と教育環境の充実について (2) 中学生の部活動の地域展開について ア 受け皿となる地域クラブの不足や指導者の質の確保、さらには保護者の送迎・金銭的負担の増加に対する現実的なシミュレーションを示し、単なる民間への「丸投げ」に終わらせないための市としての具体的な支援ロードマップについて問う。
-------	---

■質問要旨

(2) 中学生の部活動の地域展開について

ア 受け皿となる地域クラブの不足や指導者の質の確保、さらには保護者の送迎・金銭的負担の増加に対する現実的なシミュレーションを示し、単なる民間への「丸投げ」に終わらせないための市としての具体的な支援ロードマップについて問う。

■答弁

本市におきましては、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保・充実するため、部活動の在り方の見直しが重要であると認識しております。また、国においては、休日の部活動について段階的に地域へ展開する方針が示されております。

こうした状況を踏まえ、本市といたしましては、令和10年度中に休日の部活動について地域クラブ等への展開を目指しているところでございます。

令和8年度には、モデル事業を実施し、地域クラブ運営に係る課題を検証するとともに、推進方針を策定し、地域クラブの認証制度の考え方や指導者の確保・育成、安全管理、保護者負担の在り方等について、基本的な方向性を整理してまいります。

令和9年度には、生徒、保護者、教職員等を対象とした説明会や、認定事務などを進め、令和10年度中の休日の学校部活動の地域展開に向け、段階的に具体化してまいります。その際には、教育委員会が中心となり、学校や地域クラブ、関係団体との調整を行いながら体制を構築し、地域や種目ごとの実情に応じて進めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	公明党	担当	生涯学習部
質問者	坂元議員		

■質問事項	1 東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について （１）東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について ア 国・県・市が連携した調査から文化財指定に至るまでの一般的なプロセスと、「長者山城」への適用の見通し、及び見学者の安全確保と受入環境の早期整備について、市の見解を伺う。
-------	---

■質問要旨

（１）志和町奥屋から広島市にまたがる地域において、古代山城「長者山城」が確認された。平成30年の航空写真を契機として、専門家グループによる調査が行われ、664年頃に築造された安芸国防衛のための山城である可能性が高いと評価されている。現地には朝鮮式山城の特徴を示す石積遺構が確認されており、本市の歴史を考える上で極めて重要な遺跡となる可能性を有している。

また、三ツ城古墳、白市地区、酒蔵通りなど、本市には、貴重な歴史的・文化的資源が各地域に存在しており、次世代へ継承し、観光や地域振興にも活かしていくためには、景観に関する考え方やルールづくりについて、一定の方向性を共有していくことも重要でないかと考える。

酒蔵通りにおいては、これまでに、都市計画道路の見直しや景観に配慮した公衆トイレ、歴史広場の整備などの取り組みが進められてきており、景観形成に向けた努力が積み重ねられてきたものと認識している。また、貴重な街並みを次世代に継承するため、伝統的建造物群保存地区への指定に向け、地域との対話を続けてこられている。

そうした中、「長者山城」については、現在は県内外から多くの見学者が訪れているものの、案内板やトイレ、登山道などの受入環境が十分に整備されておらず、安全面を含めた課題が生じている。

また、酒蔵通りにおいては西条駅に近接し、利便性の非常に高い地域でもあるため、開発圧力が強く、貴重な街並みが失われつつある。

こうした状況を踏まえ、歴史的文化財の調査研究、保存・活用及び周辺景観の保全に対する本市の考え方について伺う。

ア 国・県・市が連携した調査から文化財指定に至るまでの一般的なプロセスと、「長者山城」への適用の見通し、及び見学者の安全確保と受入環境の早期整備について、市の見解を伺う。

■答弁

『長者山城』につきましては、古代の防衛施設である「古代山城（こだいさんじょう）」である

答弁内容（令和8年第2回定例会）

可能性が指摘されており、本市にとって大変貴重な歴史資源となる可能性があるものと認識しております。

文化財指定に至る一般的なプロセスといたしましては、まず文献調査や現地確認などを通じて基礎的な情報を収集し、その後、地権者・所有者等の同意を取りながら、必要に応じて詳細な学術調査を行い、文化財の価値や範囲、保存の必要性等を総合的に評価した上で、指定の可否が判断されることとなります。

本市といたしましても、長者山城の件につきましては、**まず学術的な専門家による調査を実施し、その成果や所見を踏まえた上で、発掘調査の必要性や文化財指定に向けた方向性について、国や広島県等の関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。**

次に、見学者の受入環境についてでございますが、現状においては文化財としての範囲や保全方針が確定していない段階であり、状況を把握する前の整備は遺構の毀損につながる恐れもあることから、登山道やトイレの整備等は慎重に進める必要があると認識しております。

特に、**案内板や解説板などの設置につきましては、文化財としての位置付けや学術的評価が明確になった後に行うことが適切であると考えております。**

また、見学者の安全確保につきましては、当該地が市有地ではなく、また現時点では文化財としての評価が確定していないことから、市として対応を行うことは難しい状況でございます。

こうしたことから、まずは学術的な専門家による調査を着実に進め、国や広島県等とも連携し長者山城の文化財としての価値や実態の把握に努めてまいります。

その結果を踏まえながら、保存および活用のあり方について、関係機関と連携しつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	公明党	担当	産業部、都市交通部、 生涯学習部
質問者	坂元議員		

■質問事項	１ 東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について （１）東広島市の歴史的文化財の保全・活用と、本市独自の「景観への取り組み施策」について イ 酒蔵通りの歴史的景観を維持していくために、伝統的建造物群保存地区の指定も含め、景観形成の取り組みや、それを実現するための具体的な支援をどのように進めていくお考えか伺う。 また、将来にわたって酒蔵通りの魅力を維持し、さらに発展させていくためには、行政だけではなく、住民、酒蔵関係者、地域事業者などの多様な主体が方向性を共有しながら取り組んでいくことが重要であるとする。 そこで、景観保存と地域活性化を両立するため、これらの主体と連携した取り組みが必要であるとするが、本市の見解を伺う。
-------	---

■質問要旨

イ 酒蔵通りの歴史的景観を維持していくために、伝統的建造物群保存地区の指定も含め、景観形成の取り組みや、それを実現するための具体的な支援をどのように進めていく考えか伺う。

また、将来にわたって酒蔵通りの魅力を維持し、さらに発展させていくためには、行政だけではなく、住民、酒蔵関係者、地域事業者などの多様な主体が方向性を共有しながら取り組んでいくことが重要であるとする。

そこで、景観保存と地域活性化を両立するため、これらの主体と連携した取り組みが必要であるとするが、本市の見解を伺う。

■答弁

はじめに、「景観形成の取り組み」についてでございますが、西条酒蔵通り地区は、江戸時代の宿場町から近代の醸造町へと変遷した町並みや白壁・赤瓦・煙突などの酒蔵通り地区特有の景観を形成しております。

一方で、駅に近く、利便性の高い地域特性から、住宅や飲食店の立地が進むなど、「歴史的な町並みや景観の保存」と「地域の活性化」との両立が課題となっております。

こうしたことを背景といたしまして、西条酒蔵通り地区の歴史的景観を、市民が誇りを持てる財産として未来へ継承できるよう、伝統的建造物群保存地区制度の導入を目指し、平成３０年に伝統的建造物群保存対策調査に着手するとともに、令和５年からは住民説明会やワークショップを実施してまいりました。さらに、令和７年１２月には、「西条酒蔵通り地区景観保存推進協議会」を設

答弁内容（令和８年第２回定例会）

立し、これまで４回の協議会を開催するなかで、地域の皆様と地域の歴史や価値を共有するとともに、地域が目指すまちづくりに向けて取り組んできたところでございます。

次に、「景観形成を実現するための具体的な支援」についてでございますが、平成２８年度に「東広島市景観形成事業補助金」を新設し、文化財登録された建造物や、歴史的建造物として認められる建築から５０年以上経過した建物などに対し、令和７年度末時点におきまして、１１件の補助制度を活用していただいているところでございます。

また、**文化財保護の観点から、史跡指定された酒造施設や登録有形文化財の保存活用に対しては、文化庁による補助制度が設けられており、これらの貴重な文化遺産が適切に保全され、次世代へ継承されるよう努めている**ところでございます。

次に、「各主体と連携した取り組みの必要性」についてでございますが、昨年設立した協議会におきまして、景観保存の観点からは、地域の皆様や西条酒造協会の方を、地域活性化の観点からは、東広島商工会議所や東広島市観光協会の方を、さらには、景観の専門的見識を有する広島大学の先生など、多様な主体と強く連携しているところでございます。

本市といたしましても、引き続き、景観保存と地域活性化の両立に向けて、協議会と密接に連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	生涯学習部
質問者	木村議員		

■質問事項	3 学童保育における支援体制の強化について （１）児童が安心して過ごせる学童保育の実現について ア 支援員の資質向上についてどのように考えているのか伺う。
-------	--

■質問要旨

（１）学童保育の現場では、発達や行動面に課題を抱える児童が増加する中、支援員の専門性や職員配置に課題があり、十分な対応が難しい状況がある。

支援の質の平準化と現場の負担軽減のため市の認識と今後の取組方針を問う。

ア 支援員の資質向上について、市はどのように認識しているのか。

■答弁

まず、放課後児童クラブの支援員の資質向上につきましては、広島市を中心に近隣市町と広域で実施される研修への参加、市独自の研修の実施に加え、NPO法人等が主催する「こどもまんなかの居場所づくり」の視点による支援手法について、オンライン研修の活用も進めております。

研修の実施に当たっては、知識や支援方法を共有し、支援の質の平準化を図るため、全ての支援員が参加できるよう、クラブの開設時間を避けて開催するとともに、都市圏で開催される研修については、市役所にオンライン受講の環境を整えるなど、様々な研修を受講することができるよう取り組みを進めております。

また、支援員への助言や相談対応を行う支援員アドバイザーを担当課に3名配置しており、そのうち1名には専門資格を有する職員を充てることで、専門的な相談支援体制を整備しております。

さらに、発達特性への支援に関する取組としましては、広島県発達障害者支援センターによる巡回相談を年間36回実施しているほか、広島国際大学にご協力いただき、行動療法の視点による学習会を毎月開催し、発達特性への理解や集団生活における支援方法について学ぶ機会を設けております。

本市といたしましては、今後も研修機会の充実と専門職による助言体制の強化を図りながら、支援員の資質向上に努め、発達特性の有無に関わらず、すべての子どもたちが主体的に遊び、学び、育つ環境づくりを進めてまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	学校教育部、 生涯学習部
質問者	木村議員		

■質問事項	3 学童保育における支援体制の強化について （１）児童が安心して過ごせる学童保育の実現について イ 発達特性が疑われる児童への支援体制について
-------	--

■質問要旨

イ 発達特性が疑われる児童への支援体制について、加配職員の柔軟な配置や、専門職による巡回支援など、現場を支える体制を強化する考えはあるのか市の見解を問う。

■答弁

発達特性が疑われる児童への支援体制につきましては、子どもが安心して集団生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが重要であると認識しております。

しかしながら、近年は発達特性や支援ニーズが多様化・複雑化しており、放課後児童クラブの支援員のみで対応することには限界が生じている現状がございます。

こうしたことを踏まえ、本年４月から教育委員会に２名のこどもケアスタッフを新たに配置し、発達特性を踏まえた支援や関係機関との連携強化を図っているところでございます。

また、放課後児童クラブに限らず、特別な配慮を要する子どもへの支援体制の充実に向け、今年度より学校教育部に要支援児童政策統括監を新たに設置し、市長部局と教育委員会が一体となった取組を進めております。

ご指摘の加配支援員の配置につきましては、支援員から要配慮児支援に関する相談があった場合、**青少年育成課に３名配置している支援員アドバイザーが子どもの様子や集団生活の状況を確認したうえで、必要に応じて代替支援員を配置し職員の増員を行っております。**

この代替支援員は、本市においては、**２００名を超える職員を登録**しており、この代替支援員の活用により、個別の放課後児童クラブの状況に応じて、柔軟な対応に努めているところでございます。

さらに、放課後児童クラブにおいては、**県の専門機関による巡回相談や大学と連携した学習会の実施、市独自では支援員アドバイザーの配置強化など、要配慮児支援に対する一定の対応**を行っております。

今後も、引き続き放課後児童クラブにおける人材確保に取り組むとともに、関係機関や庁内関係部局との連携を図りながら、支援体制の強化に取り組んでまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	生涯学習部
質問者	木村議員		

■質問事項	3 学童保育における支援体制の強化について （1）児童が安心して過ごせる学童保育の実現について ウ 学童保育全体の安全性について
-------	---

■質問要旨
ウ 学童保育全体の安全性の向上に向け、改めて市の見解を問う。
■答弁

放課後児童クラブの運営につきましては、「安全の確保」と「子どもが安心して過ごせる居場所づくり」の両面から取り組むことが重要であると認識しております。

まず、安全の確保につきましては、公設クラブ、民設クラブを問わず、本市が策定している安全計画に基づき、日常的な施設や設備の点検をはじめ、避難訓練や不審者対応訓練などを計画的に実施し、事故や災害等の未然防止と緊急時対応力の向上に努めております。

また、安全を支援員だけで確保するものと捉えるだけでなく、子ども自らが危険を予測し回避する力を身に付けることも重要であると考えております。このため、支援員と子どもがともに考えながら、友達と安全に過ごすための関わり方や遊び方について話し合うとともに、子どもたち自らが過ごし方や遊び方のルールづくりに参加する取組を進めております。

こうした取組は、子どもたちの安全意識を高めるだけでなく、自分たちの居場所を自分たちでつくるという当事者意識を育み、安心して自分らしく過ごすことのできる居場所づくりにもつながるものと考えております。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	未来の風	担当	財務部、生涯学習部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	2 利用しやすい公共施設の在り方について （１）利用しやすい公共施設の在り方について ア 新しい競技ニーズ等に対しての対応について伺う。
-------	---

■質問要旨

（１）近年、チアリーディングやダンスなど、練習・競技の実施に鏡の設置が不可欠な種目の需要が高まっており、現状では対応できている施設は限られている。

ア 例えば、新しい競技ニーズのような、時代と共に変化し多様化する市民の新たな活動ニーズや設備要件を今後どのように把握し、限られた予算の中で既存施設の改修や今後の施設整備に柔軟に対応していくべきか、市の見解を伺う。

■答弁

スポーツや文化活動は、時代の変遷とともにニーズが多様化してきております。議員ご指摘のダンスやチアリーディングに用いる大型の鏡についても、こうした動きの中でニーズが高まってきているものであり、公共施設につきましては、従来の画一的な施設の機能に加え、今後は、多様な機能が求められていくものと考えております。

こうした多様化するニーズにつきましては、他の自治体の導入事例の研究や、競技団体及び地域の方々を含めた様々な利用者へのヒアリング等により把握をしていきたいと考えております。

また、本市では、今年４月に改定した公共施設等総合管理計画に基づき、限られた予算の中で公共施設の効率的かつ計画的な整備や改修を進めることとしております。

一方で、議員ご指摘のとおり、公共施設に対する市民のニーズは多様化し、大きく変化してきていることから、こうした変化に柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、議員からご指摘のあった鏡の設置については、利用者からのニーズが近年高まっており、本年４月に開設した高屋西地域センターには利用者の意見を踏まえた、例えば百歳体操などの利用のための複数の鏡を設置したところでございます。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	未来の風	担当	総務部（ＤＸ推進）、 地域振興部、生涯学習部
質問者	鈴木議員		

■質問事項	２ 利用しやすい公共施設の在り方について （１）利用しやすい公共施設の在り方について イ 公共施設のオンライン予約について
-------	--

■質問要旨

イ 市民サービスの向上、および行政ＤＸ推進の観点から、地域センターをはじめとする比較的用户の多い公共施設について、オンライン予約の導入を今後どのように進めていくのか、現在の検討状況や今後の考え方を伺う。

■答弁

本市におきましては、これまで行政手続きのデジタル化を進め、市民の利便性向上を図る観点から、公共施設の予約につきましてもオンライン化に取り組んできたところでございます。

現在、「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」により、芸術文化ホール「くらら」や運動公園、小・中学校体育館など、７１施設の空き状況の照会が可能であり、そのうち６４施設の利用予約がオンラインでできるようにしております。

令和６年度にはスポーツ施設を７施設、令和７年度におきましては、スポーツ施設等で１３施設を追加するなど、施設の利用ニーズや運営形態を勘案しつつ、段階的に拡充を図ってきたところでございます。

現在オンライン予約ができない施設のうち、例えば地域センターについては、比較的高齢の方の利用が多く、市民協働のまちづくりや住民自治の推進を図る、地域づくり活動の拠点としての性質を有することから、デジタルリテラシーの差異を考慮せず、窓口での予約とオンラインでの予約を機械的に一律先着順とすることは望ましいものではございません。

また、地域行事や公益的活動等の利用を考慮すべきであることなど、地域センターにおける受付の手法や取り扱いなどには整理すべき課題が残っております。

さらに、本市で導入している「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」が、こうした地域センターの運用上の細かな配慮に対して調整が必要な部分があることも事実でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、市民サービスの向上や行政ＤＸ推進の観点から、行政手続きのデジタル化は不可欠であると認識しており、今後、利用状況、利用ニーズを踏まえ、必要な対応を取りつつ、部分的・段階的に導入することも含め、対象施設の拡充を検討してまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	清新の会	担当	生涯学習部
質問者	上岡議員		

■質問事項	１ 小学生の放課後の居場所について （１）地域の実情に応じたいきいきこどもクラブ利用条件の見直しについて ア 全国一律の運用を基本としつつも、定員に余裕がある地域の実情を踏まえ、利用条件や運用方法について、今後検討していく余地があるのではないかと考えるが、市の見解を伺う。
-------	---

■質問要旨

（１）国は、放課後児童クラブの受け皿整備に加え、放課後子供教室との連携や多様な居場所づくりを通じて、全てのこどもが安全・安心に過ごせる放課後環境の充実を目指している。本市も令和７年９月議会では、いきいきこどもクラブについて、保護者の就労支援施設という位置づけから、子ども自身の成長を支える放課後の居場所へと転換することが求められていると答弁されている。また、東広島市こども計画においても、放課後児童クラブは「こどもが安全で安心して過ごせる居場所の一つ」と位置づけられている。一方で、いきいきこどもクラブは、制度上、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象とするものであり、現在の利用条件も全市共通の運用となっている。しかし、市内には利用見込みに対して受け入れ枠に余裕がない地域がある一方で、地区全体としては今後も受け入れ枠に余裕が見込まれる地域もある。

ア いきいきこどもクラブにおいて、現在の利用条件は、定員の余裕の有無にかかわらず、全市共通の運用となっている。一方で、地域によって利用状況や受け入れ枠には差があり、定員に余裕がある地域では、その余裕を子育て環境の強みとして活かす視点も必要ではないかと考える。そこで、全市一律の運用を基本としつつも、定員に余裕がある地域の実情を踏まえ、利用条件や運用方法について、今後検討していく余地があるのではないかと考えるが、市の見解を伺う。

■答弁

いきいきこどもクラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、「放課後児童健全育成事業」として実施しており、国及び県の「子ども・子育て支援交付金」の対象事業として運営しております。

議員ご指摘のとおり、地域によって、利用人数やクラブの規模に差が生じており、定員に余裕のある地区もございます。しかしながら、対象児童を広く受け入れる制度へ転換した場合には、放課後児童健全育成事業としての位置付けが変わり、国・県補助の対象外となることから、安定的ないきいきこどもクラブの運営に課題が生じることが想定されます。

本市としましては、国の動向や、財源確保を含めたいきいきこどもクラブの安定的な運営といった課題を十分に踏まえながら、いきいきこどもクラブの利用条件の在り方について検討してまいります。

答弁内容（令和８年第２回定例会）

会派名	清新の会	担当	生涯学習部、 学校教育部
質問者	上岡議員		

■質問事項	１ 小学生の放課後の居場所について （２）小学生が主体的に過ごせる放課後の居場所づくりについて ア 地域の実情に応じて、子どもが主体的に過ごせる放課後のあり方を検討する考えがあるか、市の見解を伺う。
-------	--

■質問要旨

（２）小学生の放課後の居場所は、いきいきこどもクラブに限らず、学校や地域の中にある。子どもが自分で選び、友達や地域の人と関わりながら過ごせる時間や場所も、大切な居場所である。

一方で、安全管理への配慮や家庭環境、地域のつながりの変化などにより、子どもが放課後に主体的に過ごす機会が少なくなっているのではないかと考える。

ア 小学生が主体的に過ごせる放課後の居場所づくりを考える上で、校庭等の学校空間は、子どもにとって身近な場所の一つである。一方で、放課後に一度帰宅してからでなければ校庭で遊べない運用や、友達の家に行く場合に相手方の保護者が在宅していることを求める指導など、学校ごとの指導やルールにより、子ども同士が自由に遊ぶ機会が限られる場合があるのではないかと考える。こうした状況を踏まえ、地域の実情に応じて子どもが主体的に過ごせる放課後のあり方を検討する考えはあるか、市の見解を伺う。

■答弁

議員ご指摘の学校ごとの指導やルールにつきましては、子どもの安全確保の要請や地域の実情などを踏まえ、それぞれの学校において定められているものと認識しております。

一方で、子どもが自由に友達や地域の人と関わりながら主体的に遊び、学び、成長していく機会は大変重要であり、子どもの育ちの観点からも大切にしていける必要があると考えております。

そのため、子どもの安全と主体性の両立を図りながら、地域全体で子どもの育ちを見守り支えるという視点のもと、子どもが主体的に過ごせる放課後の環境づくりについて検討していくことが重要です。

今後は、放課後の校庭等の使い方も含め、コミュニティ・スクールの仕組みも活用しながら、学校、家庭、地域が対話を通じてそれぞれの役割と責任を分かち合いながら、子どもの居場所づくりが進められるよう、市として支援をまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	生涯学習部（地域振興部、こども未来部、健康福祉部（地域共生）、学校教育部）
質問者	上岡議員		

■質問事項	1 小学生の放課後の居場所について （2）小学生が主体的に過ごせる放課後の居場所づくりについて イ 地域の既存施設や地域人材を活用した、地域における放課後の居場所づくりについて、今後どのように充実させていく考えか、市の見解を伺う。
-------	--

■質問要旨

イ 子どもは、地域の大人や年齢の異なる子どもなど、さまざまな人と関わる中で社会を知り、人との関わり方や地域への愛着を育んでいく。

地域の既存施設や地域人材を活用した、地域における放課後の居場所づくりについて、今後どのように充実させていく考えか、市の見解を伺う。

■答弁

議員ご指摘のとおり、子どもが地域の大人や異年齢の子どもと関わりながら成長できる環境は大変重要であると認識しております。

本市では、社会教育の取組を通じて、人づくり、つながりづくり、地域づくりの循環を生み出し、地域全体で子どもの育ちを支えることを目指しております。その一つが、子どもが遊びや学び、人との関わりを通じて主体性を育む居場所づくりの考え方である「BB ベース」であり、既存施設や地域人材を活用しながら、地域の中で子どもの育ちを支える環境づくりを進めているところでございます。

こうした中、今年度から新たに「地域まるごと子どもの居場所づくり」に取り組むこととしております。この事業では、地域学校協働活動推進員や地域センター事務職員などを対象とした研修を実施し、子どもの居場所づくりをコーディネートできる人材の育成を進めるとともに、地域センターや学校などの既存施設を活用した居場所づくりを推進してまいります。

今後も、既存施設や地域人材を最大限に活用しながら、子どもたちが安心して過ごし、多様な人と出会い、学び、挑戦できる放課後の居場所づくりの充実に取り組んでまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	真政倶楽部	担当	総務部(経営戦略)、産業部、 都市交通部、生涯学習部
質問者	山田議員		

■質問事項	1 本市のまちづくりについて (1) 西条駅周辺のまちづくりについて ア 市長は西条駅周辺一帯を、将来どのようなまちにしていこうと考えているのか、将来ビジョンについて伺う。
-------	---

■質問要旨

(1) 西条駅周辺のまちづくりについて

西条駅周辺は、本市の都市計画において「都心としての総合的な魅力と求心力を備えた中心市街地」と位置づけられている。

市はこの地で、酒蔵地区まちづくり協議会の取り組みや、景観保存推進協議会、文化財保存活用計画の策定、年間約20万人の利用を見込む大屋根広場の整備など、数多くの事業を進めている。総合計画等にも中心市街地としての位置づけはあるものの、それは行政計画上の記述にすぎず、酒蔵通り地区にとどまらない西条駅周辺一帯について、市長自身の言葉で市民に向けたビジョンが、より明確に示されることが求められているのではないかと。

ア 市長は西条駅周辺一帯を、将来どのようなまちにしていこうと考えているのか、将来ビジョンについて伺う。

■答弁

西条駅周辺一帯は、本市の中核を担う広域的な都市拠点として重要な役割を担うエリアでございます。また、本市を訪れる方々にとって、芸術や文化、歴史に触れるためのゲートウェイであるとともに、企業活動や産業振興を支えるビジネスの玄関口として、本市の魅力や活力を内外へ発信する重要な拠点でもございます。

このため、「第五次東広島市総合計画後期基本計画」におきましては、西条駅周辺を「都市拠点」と位置付け、西条駅前やブルーバール沿いを中心として、商業、業務、文化、交流などの都市機能の集積を図り、中心市街地にふさわしい魅力と活力を備えた都市空間の形成を目指しております。

また、現在改定を進めております「第3次東広島市都市計画マスタープラン」におきましても、土地の高度利用や商業・業務施設の立地誘導、大屋根広場の整備などを位置付け、さらなる拠点性の向上と賑わいの創出を図ることとしております。

こうした方針のもと、西条駅周辺においては、それぞれのエリアが持つ特色を活かしながら、多様な魅力が連携し、相乗効果を生み出す中心市街地の形成を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、「西条駅周辺」におきましては、『西条駅の東側』では、西条酒蔵通りを中心として、昨年度設立した協議会のご意見を踏まえながら、酒蔵群や安芸国分寺などの歴史・文化資源を活かした景観形成や観光振興を図ってまいります。

『西条駅の西側』及び『西条駅の北側』におきましては、現時点では市街地整備などの予定はご

答弁内容（令和８年第２回定例会）

ざいせんが、西側地区では、飲食店などのサービス施設の出店が進んでいること、北側地区では、住宅開発が進んでいることなど、それぞれの地域で異なる土地利用が進んでいることから、まずは、関係する住民自治協議会を通じて、地域の課題などの実情把握に努めてまいりたいと考えております。

また、「東広島芸術文化ホールくららや、東広島市立美術館、現在整備を進めております大屋根広場の周辺」におきましては、多様な世代や地域内外の人々が集い、交流し、新たな賑わいを生み出す空間の形成を図ってまいります。

さらに、「ブルーバール沿線や市役所周辺」におきましては、近年高まるオフィス需要への対応をはじめ、企業活動や交流需要を支えるバンケット機能を備えたシティホテルの実現など、都市活動を支える中心市街地としての機能強化を図ってまいります。

このように、西条駅周辺一帯においては、各エリアが持つ特色を活かしながら、「歴史と文化」、「交流と賑わい」、「都市の活力」が調和する、東広島市の顔にふさわしい魅力と求心力を備えた中心市街地の実現を目指してまいります。

答弁内容（令和8年第2回定例会）

会派名	清新の会	担当	生涯学習部、（地域振興部、 都市交通部、学校教育部）
質問者	重森議員		

■質問事項	1 大丈夫？子どものスマホ・SNS依存 （２）「遊び中心の子ども時代」の重要性について イ 地域と学校が連携したＢＢベースについて、今後どのように展開していく考えか伺う。
-------	--

■質問要旨

イ 本市では、子どもの居場所づくりとして、遊び・学びの基地であるＢＢベースの取組が進められているが、その考え方を示すだけでなく、具体的な活動につなげていくことが重要と考える。また、ＢＢベースをさらに広げていくためには、学校のグラウンドや空き教室、公園など、地域資源を有効活用しながら、地域と学校が連携し、放課後や休日に子どもたちが集い、遊び、学ぶことのできる居場所を継続的に運営していくことが必要となる。

地域と学校が連携したＢＢベースについて、今後どのように展開していく考えか伺う。

■答弁

議員ご指摘のとおり、ＢＢベースにつきましては、理念として示すだけでなく、地域における具体的な活動として着実に広げていくことが重要であると認識しております。

地域と学校が連携したＢＢベースの取組といたしましては、現在、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校、家庭、地域が対話を重ねる中で、地域が主体となって放課後子供教室などの子どもの居場所を運営しているところでございます。

さらに、こうした取組への参画者を広げ、幅広い運営につなげていくため、今年度から新たに「地域まるごと子どもの居場所づくり」に取り組んでまいります。この事業は、社会教育の取組として、人づくり、つながりづくり、地域づくりの好循環を生み出しながら、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めるものでございます。

具体的には、地域学校協働活動推進員や地域センター事務職員等の育成を進め、子どもの居場所づくりをコーディネートできる体制の充実を図るとともに、地域センターや学校施設などの地域資源を活用した居場所づくりを推進してまいります。

今後も、単に物理的な居場所を整備するだけでなく、地域の中で人と人とのつながりを育み、人材と活動の好循環を創出することにより、こどもまんなかの居場所であるＢＢベースの充実・拡大に努めてまいります。